

令和4年2月28日

### 1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
参事補佐	樋口	安澄
書記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	橋本	妙子
建	設	山口	英二
教	育	原	信也
総	務	秋山	勲
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
企	画	馬場	浩義
観	光	荒川	真美
商	工	山口	幸彦
税	務	丸山	隆
福	祉	栗山	哲也
子	育	平島	英敏
健	康	坂田	智子
介	護	平	武文
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
学	校	郷田	純一

## 議事日程第2号

令和4年2月28日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 服部良一 議員
- 2 高山正信 議員
- 3 牛島孝之 議員
- 4 大坪久美子 議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の一般質問よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。牛島孝之議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。12番服部良一議員の質問を許します。

○12番（服部良一君）

おはようございます。12番服部です。今定例会一般質問、一番くじを議運のほうで引いていただきましてありがとうございます。

日中は非常に暖かくはなりましたが、朝夕はまだ寒さが厳しくコロナ感染の心配の中、体調には皆さん十分注意されるようお願い申し上げます。

さて、本日は3項目の質問をしております。主に結論から言いますと調査が必要ではないかという内容になっております。

詳細につきましては、質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日からの一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

12番服部良一議員の一般質問にお答えをいたします。

行政区長の報償費の見直しについてでございます。

各行政区長の職務内容は調査されているのかというお尋ねでございます。

行政区長の基本的な職務は、八女市行政区長要綱に規定しており、市政情報の伝達や行政区内の調査・調整など、市からの依頼に基づき業務を行っていただいているところでございます。

次に、河川清掃や区の事業は把握されているのかという御質問でございます。

行政区の課題や要望等につきましては、八女市行政区長会と市執行部との懇談会や各地域・地区の行政区長会におきまして御意見をお伺いしているところであります。

また、河川清掃やその他の行政区の事業につきましては、道路河川愛護報償金や、いきいき行政区運営交付金などの制度を通じて状況を把握しております。

次に、以前より総務文教常任委員会から担当課へ質問し区長報償費を考えるべきとの質問に検討したいとのことだったが、どのように進んでいるのかという御質問でございます。

今年度行政区長の代表者で組織する八女市行政区活動支援等検討委員会を設置し、行政区活動支援策等に関する検討をお願いしており、その中で行政区長報償費についても検討を行っていただいております。予定では、3月末までに同委員会から報告を受けることになっておりますので、今後、その検討結果を踏まえ、具体的に検討していきたいと考えております。

次に、防災避難所の生活環境についてでございます。

携帯電話やパソコンがつかない難所の避難所はないだろうか。あるのであれば対処すべきではないかというお尋ねでございます。

市が設置する避難所につきましては、携帯電話で通話ができない施設はございません。また、携帯電話やパソコンを用いたインターネット接続という点では、個人の通信環境が整っていれば、インターネット通信が利用できるエリアに含まれております。

次に、滞在の間、電気及び携帯電話の充電、パソコン設備は整っているのかという御質問でございます。

停電時などにおける照明につきましては、各避難所に投光器を準備しています。また発電機もありますので、携帯電話等の充電もできます。そのほかの利用者が必要とされる物については、原則として利用者自身で準備していただいております。

最後に、家庭、生活調査は行っているかという御質問でございます。

山間部、中山間地域と平野部の一戸当たりの人数、行政区ごとの平均年齢はどうかという御質問でございます。

行政区ごとの1世帯当たりの平均人数及び平均年齢については、住民基本台帳により確認することができます。また、それぞれの地域の実情につきまして、行政区長や民生委員・児童委員を通じて、各行政区の世帯数調査や高齢者世帯への訪問調査を行っていただき、世帯状況等の把握に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○12番（服部良一君）

まずは昨年の総務文教常任委員会で、今、区長費とは言わんとかな、区長費について質問をしました。ここにそのときの議事録がありますので、それをちょっとお読みしますと、市長が申しましたとおり、行政区長報酬について改める考えはないのかと、これは昨年ばかりではなくて以前からずっと総務文教常任委員会ではこの問題は私以外の委員からも質問があっております。それで、答えとしまして、令和3年2月に行政区長全員にアンケートを実施している。内容としましては、行政区長の報酬、隣組長の報酬、行政区への各種補助金については、アンケートを集約し令和3年度に何らかの検討を行っていくために行政区支援策検討委員会の報酬を計上していると、検討委員会もつくるといふことでお答えをいただいております。

そこで、全行政区を調査——これはこういうことを計上して検討委員会を開くということを進めるならば、やっぱりまず土台となる調査が私は必要ではないかと思うわけです。例えば、旧市町村単位で区長会もあっていますし、その区長会で区長さんの役割として行政区の事業をやっているのか、そういったことの調査をまずやると。市のつながりの仕事ばかりではなくて、行政には様々な区長の職務内容があると思います。そういったものを集約していないと、協議に出そうとしてもテーブルの上に材料がなかったらどういう議論をするかというのがちょっと不安でしたので、この質問をしたところです。

担当課長に聞きますけど、この協議はもう行われているんでしょう。ですから、そこに材料として調査をされて提出してあるのか、そんなことをちょっと質問したいと思います。

#### ○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

まず、行政区長の職務について調査をすべきではないかという御質問でございますが、まず、職務についてでございますけれども、市長答弁にもありましたように、八女市行政区長要綱に規定をしております、市からの依頼に基づき行っているところでございます。具体的な職務内容といたしましては、広報紙、行政文書の仕分と配布、災害避難情報の伝達や被害状況の報告、家庭ごみ、資源ごみの分別回収指導、市内一斉美化運動や道路河

川愛護作業の取りまとめ、それから、工事、官民境界の立会いなど、そういった主な業務についてお願いをしておるところでございます。また、議員からもお話ありましたが、行政区長の職務の調査につきましては、昨年、行政区活動の支援策に関するアンケート調査を行いまして、その中で行政区長の職務についても調査を行っておるところでございます。

以上です。

#### ○12番（服部良一君）

アンケート調査と今言われましたけど、そのアンケートは少しだけ私ものぞいてはいるんですよ。大半の人が報酬の件に関してのお答え、アンケートにはそういうことは書いてありますけど、職務の内容についてアンケートに書いてあるとは——あんまり中には書いていないような感じですが、それが調査と言われるならそれが調査だろうとは思いますが、行政側からの、例えば、河川清掃とかなんとかというのは当然どこでもやっておることであって、もちろん仏閣は市は関連はしていないかもしれませんが、しかし、区長さんはみんな職務としてやってあるわけですね。

ですから、私の区を例えるとあれですけども、私の区のところは大藤がありまして素蓋鳴神社があります。そうすると、そこに暮れはしめ縄を5本作らないかん。もちろん、そのメンバーも区長さんたちが来てくれ来てくれと言って集めてやっているわけですけど、年を明けたら鬼火たきをやらないかん、あるいは祇園だったり、正月だったり、そういったときには神社の旗立てをやらないかん。それから、みこしなどのメンバーをそろえないかんとか、みこしの行列もありますけど、ちょうちん持ち、旗持ちという人たちも集めなければならない。行政側がチェックしている部分以外にも、区長さんたちは気苦労というのがかなりのウェートを占めてあると思うんです。私たちの区以外のところもかなりの量の事業を展開されている区があると思うんですね。それで、区長さんがまず言われる苦労の一つが、実働人員がかなり減ってしまって、例えば、鬼火たきをするにしても竹を取ってきたりどうしたりで準備が必要です。そういうときにもう高齢者ばかりがなって実働する若い者が少なくなっている。ですから、その人たちを集めるのにも気苦労を区長さんたちはしてある。こういうところが行政側から見えないわけです。ですから、こういうところもできる限りは調査の上で平野部と山間部の違いなど、もしくは旧市町村単位でもいいですから、そこら辺の区長さんたちの気苦労の差とかとかというか、仕事の量というか、そういうことをまずはできる限り調査していただきたいなと思いますけど、課長どうでしょうか。

#### ○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

行政区で行っていただいておりますいろんな活動事業がございます。特に道路愛護や河川清掃につきましては、山間部のほうの行政区におきましては、広い区域を高齢の方で少人数

で時間的にも一日がかりでやってあるということは、行政区の区長の役員会等でもいろんな御意見をお伺いしておるところでございます。ただ、先ほど言われました行政区長さんは地縁団体の町内会または自治会の会長を兼務されているところがほとんどだろうかと思うんですけれども、いわゆる行政区の職務以外でも、先ほど言われましたような祭りであるとか、行事であるとか、そういった自治会、あるいは町内会の活動についても御尽力をいただいておりますということについては認識をしておるわけではありますが、その業務について市として調査をするということについては現在のところ考えていないところでございます。

#### ○12番（服部良一君）

考えていないというか、それはもう別問題だという考え方なんでしょうか。区長さんたちは行政事でも、例えば、地域のコミュニティも全てやっぱり区長さんたちは同じ職務として重要な事業だと思っております。そのお答えもいただきたいんですが、調査してほしいと先ほどちょっと申しましたけど、高齢がかなり進みまして、実を言うと35から55歳ぐらいの範囲が実働年齢だと思うんです。しかし、そこは調査してください。実際は44とか45歳とかから以上で、65歳ぐらいまでがもう作業に当たるとかにやいかんというぐらいの年齢層になって、しかも人数は数えるしこです。かなり重い物を持ったりとか、穴の中に入って泥をかき出すとか、そういう作業も中にはあります。私のところも暗渠の中に入ってやらないかん。私の青年の頃は60歳以上はもう御大で見てもらいよるぐらいでよかったんですけど、今、地区に帰ったら、私はもう今年で64歳ですが、若者です。若者は穴の中に入れち言われる歳です。皆さん方もひょっとするとそうかもしれませんが、もう60歳以上だって若者と言われるぐらいの人数しか今実働部隊がないんですよ。ですから、そういう人たちがいないところでも区長さんたちは苦勞して人を集めたりしながらやっているということなんです。

そこで、あらゆる事業の実態人数を把握してほしいんです。そこが可能なのか、先ほど課長が言われたように、行政はそれは関係ありませんよというのか、そこをはっきりちょっとお願いしておきます。

#### ○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

議員御指摘の地域コミュニティという観点からすれば、行政区の活動と自治会の活動というのは表裏一体だと考えておまして、当然、関連をしてくるものだと思っております。それで、今、議員が言われております行政区の実態調査ですね、そういったことについては、現在、行政区の世帯数調査を年2回実施しておまして、行政区長を通じて行っておるところでございます。さらに議員御指摘のような調査が必要ということが判断されるものについては、今後、行政区長を通じてお願いをしていきたいとは考えておるところではございますが、できるだけ区長さんの負担にならないような形でしていかなければいけないということ

は思っておるところでございます。

○12番（服部良一君）

分かっていただいているようではあるとは思いますが、私が言っているのは実際のところ基本台帳に書いてあるものではないんです。あれはもう数値的に分かっているんですけど、先ほど言った高齢者が何世帯ぐらいあって、そして、若いとか実働人数がどれぐらいあるかというぐらいは区長さんから聞き取りだけでいいわけでしょうが。それを調査してほしいということです。

もう一つ知っておいてほしいのは、何十年も前からその事業数というのはあんまり変わらんです。何十年前からでん。そして、人の多いときから、例えば、河川清掃でも人数が多かったもんで面積は広くやっとならねえ。ところが、もう課長も分かっていらっしやるとおり、している区は現在激減しているんです。それで、なおかつそれをこなしていかないかんもんで河川清掃が終わらんとときがあります。そうすると、区長さんな居残り草刈りをしたり、水路掃除したり、残りをしなければならぬ。そして、市の指定のごみ捨て場に草を自ら持ってきた軽トラに乗せて一人で片づけると。あんまりしたことですから私も一緒に加勢してやるのが数回ありますけど、そういうぐらい区長さんたちは苦勞してある。区長はどういう状況で区長になられたかということ、いろいろな方法で選出されてあると思えますが、頼んで頼み倒してから区長になっていただいて、今度事業をするときにはその区長さんが頼んで回りよなはるです。この実態をやっぱり把握していただいておかないと、もう安易にいろんなことを決めたら、これは結構な長い時間でそれは進んでいくでしょう。だから、また区はどんどん激減していくということになって、ちょっとバランスが悪くなるんじゃないかという感じで思っております。

ここで改正をするという、今改正に当たっているわけでしょうが。そしたら、行政のほうからこういう部分も重視してください、こういう区と区はこんなふうな差がありますから、この辺りは平均化しましょうやという、行政側からのその検討委員会に指導を一考プレゼンするということはできるんですか、その検討委員会にはもう任せっ切りなんですか、どうですか。今の意味は分かりましたか。委員会に任せっ切りじゃなくて、その担当課からでもこういう区もあるこういう区もあるで、こういうところは戸数は違うけど、平均化しなければならぬとか、そういう指導的立場にはなれるんですかということ聞きよるんです。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

検討委員会のお話でございますけれども、昨年9月に行政区長の代表の方9名で設置をいただいております、メンバーとしましては、行政区長会の正副会長3名、それ以外に旧市町村から、各地区から代表ということで1名ずつ、6名、合わせて9名で設置をさせていた

だいております。

それで、任せ切りなのかということでございますけれども、事務局として総務課のほうが入っております、まず第1回目の会議の中で行政区のいきいき行政区運営交付金等の支援策、それから、行政区長の職務、それから、行政区長の報償費について、先ほど申しあげましたアンケート調査結果、これを説明いたしまして現状について把握をしていただいた上で問題点、あるいは課題等を整理しながら取組を進めさせていただいておりますので、任せ切りということではなくて、市としてもしっかりその辺については議論のほうに一緒に行っておるところでございます。

#### ○12番（服部良一君）

課長、任せ切りではないということですね。いいアドバイスをさせていただきたいと思うんですが、多い戸数の区が何も苦勞していないという聞こえ方をするとまずいので、多い戸数のところは多い戸数の受け持っている区長さんもそれは大変ないろんな面があると思います。それは踏まえての話ですが、少ない区の現在の額面と多い額面との差は大体どれくらいあるんですか。

#### ○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

行政区長の報償費につきましては、現在、平等割と世帯割の合計で算定をしております、平等割が年額125千円でございます、世帯割が1世帯当たり2,650円を基礎として積算をしております。報償費の最少額と最高額というお尋ねですが、今年度最も少ない世帯数の行政区が19世帯で約160千円となっております。それから、最も多い世帯数の行政区が767世帯で約2,000千円近くになっておるところでございます。

以上です。

#### ○12番（服部良一君）

先ほどから言いよるように、行政区長さんは、なった時点で様々な重責があられると思うんですよ。多い戸数のところは多い戸数なりの重責があるし、先ほど来言っているように、少ない区も継続することによりかなりの苦勞をされておると。その区長さん方の差額がこれだけあるというのは私は思うんだが何か違和感があるんですよね。一般論としてなんですけど、平等割といいますか、一般会社でいうなら基本給ですかね、基本となる部分がウエート占めれば、戸数はもちろん会社でいえば手当というもの、家族手当とか通勤手当という部分で加算されるのは当然だろうと思います。加算していいと私は思いますけど、同じ区長の役目をして苦勞は様々なわけですが、区長の費用がそれだけ差があるというのは、私はちょっと違和感があるんですけど、やっぱりその辺りの改革というのは、メスをがっとう入れることはやっぱり無理なんではなかろうか。基本給を土台にするという考え方というのはやっぱり無理

があるんですか、いかがですかね。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

現在、平等割と世帯割の合計で報償費を算定しておりますけれども、世帯数の違いで大きな差が出ておるということについては認識をしておるところでございます。世帯割の単価設定がどうなのか、また、平等割と世帯割の割合が妥当なのかということについては検討すべきではないかと思っておりますので、先ほどから申し上げております外部の検討委員会の中で、そういったことも含めて現在検討をいただいているところでございます。

○12番（服部良一君）

それを含めて検討していただいておりますということですね。分かりました。

では、その検討委員会のことを少しお聞きしたいんですけど、これのメンバー構成はどのような、代表区長さんばかり、ほかにおられるんですかね。この構成メンバーはどんなふうにして決められたのか。そうすると、メンバーは代表区長さんだけなんですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

先ほども御説明しましたけれども、検討委員会のメンバーにつきましては、昨年9月に行政区長会の役員会の中で選出方法について検討をお願いし、正副会長3名、それに各地区からの代表者の方については、地区の代表の方だけではなくて、各地区の行政区長さんも含めてその中から選出をいただくということで、現在9名の方で構成をしておるところでございます。

○12番（服部良一君）

担当課のほうからメンバーは充て職という言葉が適切か分かりませんが、誰と誰をお願いしますと言ったんですか、ちょっとそこを急いでお願いします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

9名のうち3名の方は行政区長会の正副会長をお願いをしておりますので、ここは充て職をお願いをしておるところでございます。それから、そのほかの6名の方については、各地区からの代表ということで出させていただいておりますので、選出については各地区にお任せをしたところでございます。

○12番（服部良一君）

先がありますので、ちょっと急ぎます。

今現在の案としては、世帯数割合は何%で基本割は何%ということになっているんですかね。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

検討委員会のほうでは幾つかの案を比較して検討を現在いただいております、大変申し訳ないんですが、まだ確定をしておりませんので、この場では回答については差し控えさせていただきますと思います。

○12番（服部良一君）

まだまだと、例えば、1案、2案、3案とか、A案、B案とか、何か幾つかあるわけですね。そこはまだ決まっていないと。なら、なおさら先ほど来言っていることを一考添えていただきながら、そういう考え方もあるよというのを中に取り混ぜながら進めていただきたいなという気がします。

今回、済まれた場合、この算定はまた来年も改正する、また来年も改正するじゃないと思うんですよ。今回改正されたら長年またやっていかざるを得ないと、やっていくんだろうと思います。そういった場合には、少なくなっている区は10年後にはどうなっておるのかとか、やっぱり今現在の区長さんも恐らく引き渡されるときにはもう減っていった区になっているかもしれない。そういうことで心配をなさっているわけです。ですから、この改正については、今回また十分検討委員会の中でいろんな調査された部分をテーブルに置いてやっていかないと、一回決まったら長年これで区長さんたちの報酬が決まっていくということになりますので、そこはやっぱりよくよく考えて——考えてあるとは思いますが。しかし、そういう材料をなるべく多くテーブルに置いてからやっていってほしいなと思います。副市長は松崎副市長でいいですかね、どうでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

行政区長の皆さん方には、日頃より市の行政運営について御理解、御協力をいただいていることをまずもって御礼申し上げるところでございます。

今、議員御指摘のところ、これは基本的なところで少子化、高齢化が進んでいる地域の実情にいかに対応していくかという部分だと思います。一つはもともとある自治会で地縁団体ベースで自治会がある。そのエリアを行政区と位置づけまして行政区長さんをお願いしておるところです。現実には行政区長さん、自治会長さん、先ほどから課長答弁するように、同じ方になってありますので、そこで御苦労されてあるということは私も自治会の役員に入って十分理解しておるところでございますけれども、まず行政がお願いしておる委嘱しておる部分の業務と自治会でやっただいている業務、これは2つあるというのは基本的なところだと思います。ただ、同じ方が両方受け持っていておるので、大変御苦労されてあるというのは認識しておるところです。行政区ベースでいえばいきいき行政区の補助金

とか、まちづくりのベースでいえばまちづくり団体の交付金とか、そういったそれぞれのテーブルで活動しやすいようにやっつけていこうとしておるところです。トータルのところでおっしゃっておる行政区長さんの報酬等についても格差が出てきて、合併して10年して、きちんと整理すべきところはするというスタンスではありますので、皆さん方がきちんとというか、適切にかつ地域活動がなされていくよう市としてもしっかりとそこは一緒に議論していきながら、ただ、地域差がしっかりございます、あるのはもう間違いないところですので、そこは行政区長さんの皆さんとしっかり御議論させていただきながら最善の方法を見つけていきたいと考えております。

#### ○12番（服部良一君）

しっかりよろしくお願いします。

次に、防災避難所について。まず、担当課から頂いております関連資料であります、各支所別施設数、要するに、避難所の数の資料を頂いたんですね。これで申しますと、旧八女市管内28か所、それから、立花14か所、上陽11か所が避難所一覧ですね。間違いない。これが数です。この数を全部合わせるとかなり多いんですね。星野23か所、これはかなり多いもので、これは黒木のやつですけど、ハザードマップをナンバー4から幾つかそろえました。見てみますと、このハザードマップの問題は危険な場所を示してある、これは皆さん目を通してあるから広げんでいいかもしれませんが、赤のラインで囲んであるのが特別危険区域、正式名称が土砂災害特別警戒区域、それから、土砂災害警戒区域が黄色という分けをしてありまして、これを全部見てみるとかなりの量の危険区域があると、面積からすればかなりあります。この面積が広ければ避難所もこの近くにあるんじゃないか、もしくはこの区域内にあるんじゃないかと思ってお尋ねをしたいところです。どうでしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域内に避難所があるかということで、件数をまずお尋ねかと思いますが、市が設置して開設いたします避難所は、臨時避難所を開設時で最大46か所ございます。そのうち土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと言われておりますが、イエローゾーン内に12か所、それから、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと言われておりますが、レッドゾーン内にある避難所は1か所でございます。

以上でございます。

#### ○12番（服部良一君）

全部読みよるとちょっと時間がないので、極端なところだけ行く。旧八女市は少ないというのは大体想像つきますよね。特別警戒区域が16か所です。警戒区域16か所、八女ですね。一番多いのは立花、これは消防の分署のやつですから、市の計算と同じなんですけど

区分け方が違います。立花分署内では283か所、かなり多いです。東署、これは黒木ですけど、179か所ということで、かなり山間部はその危険区域が多い。避難所もそれなりに数が多いので、今、課長が言われた避難所の説明がありましたけど、地図のほうに落としてみるとやっぱり中に入っているんです。そして、近くにもあります。ですから、そういうところの危険箇所をまずは把握しておかなければならないんじゃないかと思うんですよ。これは市の設置と避難所とあるでしょう、一般避難所ですね。一般というか呼び名は何ですかね。その危険区域の近くにあるとかというのは把握してありますか。要するに、土石流が流れたら下流で危なくはないかということを知りたいんです。そういう場所は把握してあるんでしょう。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

先ほど市で設定しております避難所、その以外の避難所につきましては、その他の避難所といたしまして73か所ございまして、そのうちイエローゾーンが31か所、それから、レッドゾーンが7か所ということで把握をしておるところでございます。その安全性の確認につきましては、市が設置しております避難所につきましては、備蓄品等の配備を行う際に施設の周辺も含めて安全確認を行っておるところでございます。先ほどのイエローゾーンにつきましては、土砂災害のおそれがある区域で、崩れた土砂が到達するかもしれないが、建物などへの被害は想定されていない区域とされておりまして、イエローゾーンに存在する15か所の避難所はどの建物も鉄筋コンクリートなどの強固な物でございますので、建物の中まで被害はないと解釈をしておるところでございます。

以上でございます。

**○12番（服部良一君）**

こういった災害に関しては情報のスピードが一番重要であろうと思うんですよ。消防署に聞いたところ、消防署のいろんな伝達も気象庁というか、あっちのほうから来る連絡も八女市と同じであるということを知りまして、大体どこからが一番先に来るんですかね。何ですかね、気象庁じゃないとは思いますが、九州何とかとか、福岡気象何とかというところから来るんですかね。危ないよとか、大雨が来ますとか、台風が来ますとかという災害予知はどこから来るんですか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

災害時の気象情報につきましては、国の気象庁、それから、福岡県のほうからまず情報として入ってまいります。

以上でございます。

**○12番（服部良一君）**

それが一番早い伝達方法ですよ。やっぱり自分の身は自分で守るということもありますが、例えば、先ほど来言っている急斜面が多い立花、黒木、それから、土砂災害警戒区域、これも数多くあるということは、そちらのほうの情報から来るとするのはスピードというか、もう壊れてしか、大雨が降ってしか多分来ないような素人ながら思うのはそう思うんです。ですから、こちらである程度アンテナを立てるような装備が私は今から先は必要じゃないかと思うんです。ため池の数なんかはどれだけあるかということです。大雨が降った場合、ため池が持ちこたえるのか、もしくはため池を調査してみてください。水利をする方たちもいなくなっているため池もあるかもしれないし、高齢でため池を管理している人もいないかもしれない。その下に避難所があるということも地図上見るとあるんですね、上のほうにため池が。ですから、それが決壊したら安心のはずの避難所が安心でなくなるということもある。しかし、気象庁のほうからの連絡を待っておいたってそれはもう無理な話でしょう。ですから、避難所にもそういうセンサーを付ける、もしくはため池の土手にもセンサーを整える、こういうことが考えられないかと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、指定避難所及び臨時避難所の上位にため池があって、それが決壊した際に浸水区域に入るというところが1か所ございます。その、ため池の対応につきましては、様々な角度から研究を今後していく必要があるかと思っておるところでございます。

また、地滑りなどに備えてセンサーの設置はどうかということの御質問だと思いますが、避難所として利用しております公共施設につきましては、平常時も多くの市民の方が利用されておりまして、利用者の安全確保は大変重要であると認識をしております。今後とも施設を所管する部署と連携しながら、様々な対策について研究をしていきたいと考えております。

#### ○12番（服部良一君）

最近ではシステムIT会社とって活躍するケースがあります。例えば、防犯とかにも活躍しておるし、いろんなところでセンサーも、最近ではお茶の霜もセンサーでしたね。センサーというのが活躍する時代になってきておるということをお聞きします。私も難しいことはちょっとよく分かりませんが、現在、八女市にも担当課が違いますけど、会社名ば出していいとちゃんと電話で聞きましたが、アイネスさんという会社がセンサーで鳥獣被害対策をやっておる。これが鳥獣被害だけなのかと思って聞いたら、田んぼの四隅にセンサーつけています。地面が全然感じない程度ですが、ちょっとでも揺れたりちょっとでもずれようものならセンサーが反応すると。これは行く行くは鳥獣被害だけではなくて防災に役立てられると、避難所関係、それから、先ほど言いよる地滑り地域、ため池、そういったことにも活躍できるんじゃないかということをお教えいただきました。これも調査されたら面白いんじゃないか

ないかと私は思います。

それで、もう一つ面白いのが、それをつけることによって30センチ、40センチぐらいの太陽光発電を電源とするんです。これを避難所横に設置しておけば、センサーもその電源で常備できる。それから、太陽光発電、たった小さいやつでも携帯電話は何十台も充電できる。それから、パソコンもそれで使える。市長の答弁の中にも発電機を常備しています。しかし、発電機はエンスト起こすことがある。燃料が切替えないかん、オイル点検せにゃいかん、かなりのメンテナンスが必要になる。想像がつきますよ。寒いときにエンジンを引っ張って起きない場合、大雨のとき起きない、そういうトラブルもつきもの。そして、災害につきものはもう一つ停電です。ですから、その太陽光発電で蓄電もできますので、その設置をすれば安全確保と避難所の電源確保になる。またほかにも枝葉がつくかもしれませんが、そういうライフラインを確保するためにそこら辺の調査をやってくれと言っているとやなくて、調査をやって、もしも八女市に取り入れられるということの結論があれば前向きに考えてほしいなと思っておるところです。担当課としては今のお話はどう思いますか、ため池の危険とか、そんなことを全部考えた上でセンサーというのは必要じゃないかと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

停電のお話でしたが、避難所における停電時の電力確保につきましては、先ほど市長答弁にもございました発電機を整備しております。また、昨年電気自動車3台を黒木支所、矢部支所、星野支所に配備いたしまして、避難所における停電時の迅速な電力確保に努めておるところでございます。また、さらには九州電力と停電時の電力の早期復旧に関する協定を締結し速やかな対応を行うとしておりますが、避難所の停電も含めて、先ほどのセンサーの問題もでございますが、現在整備しております対策に特化することなく、今後も様々な施策について引き続き研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

#### ○12番（服部良一君）

今日は調査すべきではないかというのが私のテーマですので、十分調査を行っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

時間がありませんので、次に、家庭調査についてというか、何かアバウトな質問で申し訳ないんですが、平均1戸当たりの人数、これをちょっと教えていただきたい。2年前に上下水道局に聞いたときには2.43か2.46人か、ちょっと下の数字が記憶が薄いんですけど、何か2.4何ぼということだったようです。現在はどれぐらいになっておるのか、そして、できれば旧市町村単位で教えていただければと思いますが。

#### ○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

1戸当たりの平均人数ということでございます。令和4年1月末現在の住民基本台帳による集計でございますけれども、八女市全体の1世帯当たりの平均世帯人数は2.43人です。地区別では旧八女が2.43、黒木2.48、立花2.48、上陽2.30、矢部2.08、星野2.28人でございます。

**○12番（服部良一君）**

一番少ないところで2.08人と、もう2人を今度切ろうとしよる状況になっていますね。要するに、もうこの数字を見れば家族が4人住まい、5人住まいの方たちもおられるわけですので、ひとり住まいの方がどれだけ多いかということに計算上なろうかと思えます。特に山間部は高齢者のひとり住まいがかなり多いんじゃないか、これでいけば一番多いのは矢部かなと思いますけど、黒木も立花ももう多いんですけどね。ひとり住まいがかなり多いということは、高齢者のひとり住まいで何が起きるかということ、あっちゃならんですけど、孤独死なんかもあるかもしれない。それから、日常の生活で不自由な面が多々増えてくる。そういったことは区長会とか民生委員会などとかでも議題とか話題にはのってくるかとは思いますが。総合計画の協議の中でも買物難民とかという、そういうことも出ましたからね。そういったことは大体区長会などで話が出たこととかあるんですかね。ひとり住まいが何件ぐらいあるから、うちの区はちょっと厳しいばいとかということは何か議題にのっていますか。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

各地域のいわゆる高齢化や人口減少によるお困りごとということにつきましては、行政区長会懇談会の中でも毎月各地区からいろんなテーマを出していただいております。その中でそういったことも取り上げていただいております。さらに、民生委員さんの連絡会議の中でも、そういった各地区のいろんなお困りごとについては御意見をいただいております。

以上です。

**○12番（服部良一君）**

簡単に考えられるのは買物難民ですね。矢部も聞くところによると小売店というか店がもうなくなったとかという話も聞きますが。それから、免許証返納、これで動きが取れなくなったとかという話も聞きます。交通の不自由になったとか、それから、田畑の仕事もちょっと膝が悪くなってできなくなったとか、いろいろひとり住まいでお困りの点は出てきておると思います。これも区長会などで聞くことも必要ですが、今コロナであまり集まりがないから敬老会とか老人会があっていないとは思いますが、やっぱり直におひとり住まいの方から調査をちょっとやってみたら、どういうことが多いのか分かるんじゃないかなと思

います。総合計画の中でやっぱり解決していけるものは解決していかなければならないと思います。ただ、やっぱり何でもかんでもといったら市がやるのには限界がやっぱりあると。何でもかんでも手は出せない部分があると思うんですよね。

ですから、調査した上でどれだけ問題があるというのをちゃんとチェックしておけば、ひょっとするとそれをビジネスにするIT企業が現れるかもしれない。発信をまずやるということで、八女市はこんなことで高齢化が進んでひとり住まいの方がこんな問題こんな問題で苦しんでおられると、これを何とか市もやろうとやっているんですがということでお知らせをすれば、ひょっとするとそれをビジネスとするIT企業さんもあるかもしれない。その一つがどれだけ発展しておるか分かりますけど、とくし丸が買物難民の手助けというか、簡単に言えば行商のような感じで行っておられる。どこまでが入り込んでされているのかは定かじゃありませんけど、何がしかの手を打ってでもその問題は一つでも解決するということが私は必要かなと思います。

この件に関しても副市長はまた松崎副市長かな、どう思われますか、そういう発信をですね。要するに、市はアピールするじゃないですか、特産品がこんだけありますよ、観光地がありますよという発信はします。しかし、困っている発信はなかなかしないんです。ですから、そういうところの発信というのはできるんでしょうかね。企業がひょっとすると引っかかるかもしれないとは思いますが、いかがでしょうか。

#### ○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

ただいま議員御指摘の部分については、一昨年、社協と一緒に買って買物難民の視点で現在どうされているかという実態調査をしております。その時点ではまだ御近所の方の御支援とか御家族の方の御支援でそんなにまだ不自由をしていないという結論にはなっております。ただ、これがいつまでもここで安心しておける話じゃないので、そこは常に状況を見ながら的確に状況をつかむというのは非常に大切なことだと思っています。そういう意味では、先ほど来、民生委員・児童委員さん方々の意見交換の中でもしっかり情報を持っておりますし、それぞれのセクション、高齢者のところ、介護長寿課での情報、それと、子どもさんたちの子育て支援課での情報、これは一元化してやっていくように取り組んでおりますので、そういった不具合な部分については対応していきたいと思っております。

ただ、もう既に現状で社会福祉協議会と一緒にしてお助けサポートという事業が既にもう動いております。低料金で買物支援とかちょっとした電球を替えるとか、そういうやつも社協と一緒に取り組ませていただいておりますので、そういう点についてはしっかり市民の皆さん方にPRして活用いただき、御不便のないよう努めていきたいと思っております。

**○12番（服部良一君）**

取り組んでいただいておりますということでありがたいことですが、それをまた超えた調査を今後もやっていっていただきたいなと思っております。

先ほど言ったように、例えば、企業さんからいえば何がニーズに合っておるか、自分の会社にこれは手助けになるぞという会社があるかもしれない。八女市はその発信元をしてくれる、企業を誘致してくるIT企業がありますので、あわえさんなんか頑張っていておりますので、そこから発信して来てくれませんか、こういう問題で解決してくれませんかという発信努力はあってもいいんじゃないかなと、この時代やっいいいんじゃないかなという気持ちでおります。時間もまだありますけど、市長の時間を少し取っておきたかったんで、ちょっと長ごうなりますので、3つの調査、よかったら調査をですね、今日の3項目は調査をお願いしたいということで質問しました。その件に関して、市長のほうからよろしく願います。

**○市長（三田村統之君）**

服部議員にお答えをしたいと思いますが、今様々な高齢者、あるいはまた中山間地、あるいは高齢者だけではなくて次の世代を担う子どもたちの環境づくり、多岐にわたって課題が山積をいたしております。そのためにはそれを一つ一つ解決していくためには、やはり今、議員おっしゃるように、きちっとした調査をして、分析をして、そして手だてをしていく、このことは極めておっしゃるように大事なことでありますから、今私どもは御承知のとおり長期計画、10か年の八女市総合計画を策定いたしまして、昨年からは実施をいたしておりますが、この中で、やはりそういう問題、将来10年、20年、30年後の問題を今きちっと対応できるような体制づくりを、基盤づくりを今やっとなきゃならないと思っておりますので、関係各課等含めて議員おっしゃるような調査、そしてまた、これからの課題解決に向けて努力をしていきたいと思っております。

**○12番（服部良一君）**

大変ありがたい意見をいただきまして、ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

**○議長（角田恵一君）**

12番服部良一議員の質問を終わります。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

2番高山正信議員の質問を許します。

## ○2番（高山正信君）

皆さんおはようございます。2番高山正信でございます。

傍聴にお越しの皆様にはお忙しい中、大変大勢の方にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、この八女市においても新型コロナウイルス感染症が急激な増加を見せております。3回目のワクチン接種が急がれる中、日夜最前線で職務に当たっておられます医療、介護従事者、関係者の皆様、並びに職員の皆様に対して改めて心より感謝申し上げます。

通告書に従いまして大きく2点、1点目がコロナ禍での学校対応について、2点目が原油価格の高騰による影響についてでございます。

詳細につきましては、質問席にて質問しますので、よろしくお願いいたします。

## ○市長（三田村統之君）

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、コロナ禍での学校・保育園等の対応についてのうち、教育委員会に関するものにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先にそれ以外の部分について答弁をさせていただきます。

まず、コロナ禍での学校・保育園等の対応についてでございます。

本市における園児・児童生徒の感染状況についてでございます。

本市における保育園児等の感染状況につきましては、家庭に起因するものを中心に感染が広がっているところです。このため、保育園等では保護者との情報共有を密にし、保育園児等の体調管理や行動を見守るとともに、必要に応じて自宅待機をお願いするなど感染拡大防止に努めていただいているところでございます。

次に、教職員・園児・児童生徒がコロナウイルスに感染した場合の対応についてでございます。

保育園児等や職員に感染が確認された場合には、県が示したマニュアルに沿って各保育所等で本人や家族から得た情報を基に濃厚接触者に該当する可能性がある方のリストを作成し、対象者の自宅待機の要請や必要最小限度の休園等を実施することで、感染拡大防止に努めているところでございます。

次に、原油価格の高騰による影響についてでございます。

福祉灯油の支援についてでございます。

福祉灯油とは灯油購入費を助成する制度であり、従来、北海道や東北地方など地域の実情に応じ、主に寒冷地で実施されているものですが、八女市では取組を行っていないところでございます。

次に、観光関連産業（宿泊・バス・タクシー業等の事業者）に対する支援についてでございます。

原油価格の高騰に伴い、国は石油元売会社への補助やセーフティネット保証における中小企業者支援などを行っております。また、福岡県は原油価格の高騰の影響を受ける事業者に対して金融支援を行っているところです。

原油価格の高騰は、観光関連産業だけでなく、全ての商工事業者に影響を与えるものと認識しており、今後も原油価格高騰による商工事業者への影響を注視しながら、国、県、関係団体等と連携を図り、八女市の産業、経済の低迷を招かぬよう対応してまいりたいと思っております。

次に、施設園芸農家に対する支援についてでございます。

本市の基幹作物であります電照菊、イチゴ、ナスなどの施設園芸作物は市内全域で生産され、周年栽培による産地を確立しております。施設園芸作物の経営費に占める燃油費の割合は非常に高く、昨年から続いている燃油価格の高騰が農業経営に大きな影響を与えているものと認識をいたしております。

現在、JAふくおか八女を中心として、国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業を活用しながら、燃油価格が一定基準を上回った場合に補填金が交付されております。

今後も燃油価格高騰による農家への影響を注視しながら、国、県、関係団体等と連携を図り、八女市の施設園芸作物の生産低下を招かないように対応してまいりたいと思っております。

次に、教育長の答弁でございますので、よろしく申し上げます。

#### ○教育長（橋本吉史君）

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

1、コロナ禍での学校・保育園等の対応について。

(1)本市における園児・児童生徒の感染状況についてのお尋ねです。

本市における児童生徒の感染状況につきましては、小学校を中心に感染が広がっていますが、学校での感染対策が徹底されておりますので、学校におけるクラスターは報告されておりません。

次に、教職員・園児・児童生徒がコロナウイルスに感染した場合の対応についてのお尋ねです。

文部科学省において策定された衛生管理マニュアルやガイドラインを基本としながら、福岡県より出された通知にあるチェックリストに基づき対応しております。

次に、オンライン学習についてのお尋ねです。

オンライン学習が行える環境については、整備ができており、令和3年9月からオンライン学習の試行を始めました。試行の終わった学校、学年において、オンラインで朝の会を

行ったり、授業を行ったりしています。また、秋からは各学校にて持ち帰り学習の練習も開始しております。

以上、御答弁申し上げます。

## ○2番（高山正信君）

まず最初に、コロナ禍での学校対応についてということですが、1月27日よりまん延防止等重点措置が要請されて、感染拡大に伴い3月6日まで延長されました。このような中で、先ほども言いましたが、八女市においても今年に入って感染者が急激に増加しています。その内訳を見てみますと、10歳未満、10代の低年齢の感染者が非常に増えて、先月と今月2月26日までの約2か月で感染者の約27%が10歳未満、10代となっております。それだけ園児、児童生徒の感染が拡大しているのが現状ですが、保育や学校教育の場において感染拡大が広がると学習の機会が奪われ、子どもたちの学習に影響が出てくるのではないかと心配されております。また、働かされている保護者の方への影響も大きく、登園自粛、学級閉鎖などを求められても仕事を休めない保護者もいるというふうに聞いております。

そこで、保育現場や学校教育現場における園児、児童生徒の現在の感染の状況、また、感染者が出た場合の対応、それとオンライン学習について伺わせていただきます。

まず、保育園、幼稚園関係の感染状況ですが、市内の保育園、幼稚園において今現在、実際に感染されている園児さん、また、陽性ではないが濃厚接触者となられた場合、八女市として把握できているのかをお伺いいたします。

## ○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

情報の把握ということだと思われそうですが、感染の拡大防止のために園児、家族の方の感染情報につきましては、大変重要な情報でございます。このために、各保育園等を利用されている保護者の方につきましては、感染の可能性がある場合には速やかに保育園等に連絡をいただくようお願いをしているところでございます。

また、寄せられた情報につきましては、毎日、八女市のほうにも連絡をいただいております。情報は共有しております。さらには、保護者への自宅待機とかのお願い、また、休園等の判断など感染拡大防止という形で努めさせていただいているということで情報を共有しているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（高山正信君）

保育園、幼稚園での低年齢のお子さんに関しては、ほとんどマスクの着用が困難だと思いますし、年少さんから年中さんであっても、誰と接触したかというのはなかなか聞き取りが難しいんじゃないかと思っております。

また、保育士の先生が全てを把握するのは非常に難しいと思うのですが、そこでお聞きしたいんですけど、クラスで陽性者が確認された場合はどのように対応されているのか、また、保健所や保護者の方へはどのように対応されているのか、お伺いいたします。

#### ○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

保育園等での園児、職員に陽性者が出た場合の対応でございますけれども、基本、県が示しておりますマニュアルに沿いまして、各保育園等で家族からの情報、さらには園での保育活動の内容から、いわば濃厚接触に該当するかの判断をさせていただいているところでございます。

ちょっと具体的に申し上げますと、陽性者発生の2日前から最後に利用された日まで、約1メートル程度の距離で、マスクなしで15分以上の活動に参加をしたのか、マスクがあっても呼吸が荒くなるような運動などで接触があった場合には濃厚接触に該当する可能性があるということが言われていますので、そのリストを作成させていただいているところでございます。そのリストに最終接触日を入力しますと、自宅待機期間なんかが示されるようなリストになっているところでございます。それを作成させていただいて、その後に八女市にも連絡をいただきまして、園との協議を行いまして必要最小限のクラス閉鎖を決定しておるということでございます。必要に応じまして保健所のほうも、その濃厚接触に該当するのか、しないのか電話連絡をすればアドバイスをしてもらえるところでございます。

保護者のほうにつきましては、園でそのような決定をした後に、園の関係者で陽性者が発生したことを御連絡を差し上げてクラス閉鎖等の決定と、対象クラスの園児の自宅待機をお願いを進めておるという形で感染防止対策をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### ○2番（高山正信君）

特に保育園、幼稚園が休園になった場合は、多くの保護者は仕事を休まざるを得ないため、家計への影響が懸念される中で、保育園、幼稚園と八女市との密な連携強化を図っていただくとともに、保育現場と保護者を支える手だてをいち早く進めていただけたらと思っております。そのために、国、県の動向を踏まえて注視していただきたいと思っております。

次に、小学校についてお聞きしたいんですが、八女市においては教職員の皆様の毎日の感染対策によってクラスターは出ていないということですが、しかしながら、今月26日までの約1か月で八女市においては1,200人近い感染者に達して、全国的には減少傾向にあるんですけど、八女市は増加傾向にあります。そういった中で、どこでクラスターが発生してもおかしくない状況ではあるんですけど、そこで、今現在、教職員の方、児童生徒さんの感染状況及び休校措置などの状況をお聞かせください。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

感染状況につきましては、2月に入りまして急増いたしております。小学生を中心に多数の児童生徒が感染しているという状況で、2月末になりましてもそれが継続して高止まりの状況と申しますか、そういう状況が続いているということでございます。また、教職員のほうも2月になりまして数名感染をいたしておるという状況です。

休校措置等におきましては、今年度の4月からの臨時休業は合計で23校中3校、学級閉鎖等は23校中9校において実施しているという状況でございます。

○2番（高山正信君）

感染者数は、先ほども言いましたように、今非常に増えているのが分かっているんですが、1月は濃厚接触者だけでも学級閉鎖の学校もありましたし、陽性者が出れば学級閉鎖という対応が見受けられたんですけど、最近は陽性者が確認されても学級閉鎖までは至っていないという状況で、そういった対応ではないかと思うんですけど、クラスに陽性者が分かった場合、また保護者に陽性者が分かった場合の休校とかの基準を設けてあるのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、対応が1月末と2月の頭からと分かれて変化してきております。と申しますのは、1月末日に県から通知が来まして、チェックリストで濃厚接触者の定義というのが示されまして、それで各自治体で判断をしてくださいというふうなことで、対応が2月の頭から変わってきております。

クラスで陽性者が出た場合と御家庭で陽性者が出た場合、この2つに分けて御説明をしたいと思っております。

まず、クラスでの陽性者が出た場合につきましては、まず1月末日に出ましたチェックリストに基づきまして、濃厚接触者がクラスにいるかどうかというものをまず判断してまいります。その基準と申しますのは、お互いにマスクなし、または陽性者がマスクを着用せず手が触れる距離、1メートル程度で15分以上会話したというのが、県から示されている基準でございます。この基準に照らしまして、その後、濃厚接触者が複数出るなどクラス内の感染の可能性があるとすれば学級閉鎖を検討していくということになります。この基準に照らして実施した学級閉鎖が複数学年にわたるとなった場合に臨時休業を検討していくということになります。

ただ、1月末までは、議員御指摘のように、念のために用心して学級閉鎖をしたということもございました。

ただ、この基準がはっきり示されましたので、学校の中では徹底してマスクの着用をお願いしている状況でありますし、唯一マスクを取る給食の時間も全部前を向かせて黙食という状態で給食を取っておりますので、今のところ濃厚接触者というのは考えにくいと思っております。

もう一つの家族に陽性者が出た場合ということなんですけれども、その場合は、家族である児童生徒は必然的にかなりの確率で濃厚接触者となります。ですから、これも保健所からの指導なんですけれども、陽性者と最後に会った日から、陽性が判明した日ではなくて、最後に会った日から7日間が自宅待機ということになります。そして、8日目に自宅待機が解除ということになりますので、その時点から学校に出てくるということになっております。

以上でございます。

## ○2番（高山正信君）

先ほど課長が言われたように、私の子どもに学校の状況を確認すると、私たちの頃は班になってわいわい話しながら給食を食べていたんですけど、今は前を向いて黙って食べるということで、本当はちょっとかわいそうです。でも、こういう状況で、そこを徹底されてあることに対して感染が少ないのかなと思うんですけど、この学級閉鎖をするかしないかというのは、保護者の方が非常に気になられている部分でもあります。クラスに陽性者が出た場合に自分の子どもが学校に行って感染しないか、また、今度学級閉鎖になればなるで学習が遅れないかということで、いろいろな不安を持たれております。プライバシーを守った上で伝えられる情報は速やかに伝えていただけたらと思うんですが、先ほど学級閉鎖が23校中9校、休校が23校中3校と。調べたところによると、最長10日、10日の中には土日も含んでいるので、実際は学校を休まれたのは5日ということだったんですけど、濃厚接触者も含めればさらに多くの出席停止期間の生徒さんもいるかと思えます。

昨年の夏休み明け、9月中旬までは午前中授業などもあって、このコロナ禍において学校での教育環境は大きく変わり、これまで当たり前だった授業ができなくなって、それに加えて毎年のように起こる予期できない甚大な災害での出校停止ということも想定される中で、オンライン授業をいかに活用できるかが重要じゃないかと思っております。

そこでお聞きしたいんですが、今現在、本市におけるオンライン授業の進捗状況及び家庭のネット環境はどのようになっているのかを含めてお伺いいたします。

## ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、オンライン授業の進捗状況なんですけれども、市議会の皆様の御協力によって予算もつけていただきましたおかげで物的な環境整備というのは物すごく進んでおります。それを使ったオンライン授業の進捗状況ということでございますけれども、教育長の答弁にあり

ましたように、秋からオンライン授業の試行を開始いたしております。ただ、規模の比較的大きな学校につきましては、一学年やって、また、その成果と課題を上げて次の学年に移ってと多少時間がかかる取組でございます。

ですから、試行の終わったところ、まだ今からのところも当然あるわけでございます。試行の終わったところでは、学級閉鎖が行われたときにオンラインで朝の会を実施したり、授業を行ったりしているというところでございます。

濃厚接触者の判定基準というのが2月の頭から変わった関係で、今後、学級閉鎖というのが起こる可能性というのは以前に比べると低くなっているという状況ではございますけれども、例年6月には災害というのが起こっておるところでありますので、少なくとも春頃までには4年生以上の学年においてその試行が完了するというふうな状態になればと考えているところでございます。

また、各家庭のネットの環境につきましては、以前、御答弁申し上げましたように、整っている御家庭が89%、まだ未整備のところ11%というところまで調査を行っているところあります。

ただ、ネットのオンライン授業とか、そういう試行を始めて分かったことがございまして、それは、89%の整っている御家庭であっても契約内容が御家庭で大分異なっております。ですから、同じように配信でやったとしても、うまくいくところ、いかないところというのが実際あるというのが現状でございます。

以上でございます。

## ○2番（高山正信君）

今、全国的にオンライン授業ができる環境は整ってきていると思いますし、授業の確保ということではオンライン授業の必要性があると思っておりますけど、教育長答弁にあった、令和3年9月からオンライン学習の試行ということで、ちょっとまだ期間が長くはないんですけど、先ほどもネット環境のことを言われたんですけど、オンライン授業の課題と今後の八女市としての進め方をどのように考えてあるのか、お伺いいたします。

## ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

オンライン授業におきましては、先生と子どもたちが直接対面しなくて、画面越しで行うということもございますので、児童生徒の困り感と申しますか、つまずきというか、そういうものを発見しづらくて、個に応じた指導というのができにくいという課題が1つございます。

また、画面に小さく子どもたちが一人一人映っていくんですけども、そのときに画面上小さくございますので、手遊びをしているとかよそ見をしているとか、対面であるならばす

ぐに対応できることであっても、画面上ではなかなか気づきにくいということで、学習規律がなかなか徹底しづらいという課題がございます。

オンラインということで仕方がないということなのですが、対面授業に比べると学習効果が下がっていくというのは致し方ないことかなと思っております。

これまでもオンライン授業をやってきて、これからもオンライン授業を活用する機会があるだろうということで取り組んでいこうと考えておりますので、これまではICTの機器というのを教室の授業の中でどのように活用するかということの研究を中心に今まで進めてまいりました。

ただ、オンライン授業を実際やってみて、先ほど申し上げましたような課題というのを感じておりますので、オンライン授業そのものの研究、つまりオンライン授業のいい授業というのはどういう授業のことなのか、どうすれば子どもたちの興味、関心を画面越しに教師側に向けられて、なおかつ学習規律というのが保てるようにするためには、先生たちは画面のこっち側からどのようにすればいいのかなどといった研究ということにも我々は目を向けていけないといけないと考えているところでございます。

## ○2番（高山正信君）

オンライン授業では学習の遅れは取り戻せるかもしれないんですけど、先生とか友達とのコミュニケーションというのはどうしても再現できない部分じゃないかなと思っております。

対面授業ができるのであれば、一番それがいいんですが、コロナ禍での状況であったり災害時であったりで、どうしてもオンライン授業が必要になる場合に備えて計画的に進めていっていただきたいと思うと同時に、オンライン授業は先生たちが事前に資料などを作る必要があるということで、先生方の負担が非常に大きいと言われております。

ただ、八女市では電子黒板の整備もしていただいております。せっかく整備していただいているのであれば、それを活用して、資料が少なく済むようにできる研究をぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に行かせていただきます。

それでは次に、原油価格の高騰による影響についてですが、原油高は高止まりで継続していくのではないかと記事があったのですが、つい先日、24日にロシアによるウクライナ侵攻によって今後さらに原油価格が高騰するのではないかとされています。石油製品が値上がりして今でも市民生活に大きな影響が出ているのにこれ以上高騰したら本当に死活問題だと思っております。

そこでまず、福祉灯油の支援についてですが、市長答弁にありましたように、確かに、福祉灯油というのは従来、北海道や東北地方の寒冷地で使われている制度、そう言われれば、一応そうではあるんですけど、要は私が聞いたかったことは、福祉灯油は灯油代支給制度と

言われるもので、生活困窮者の方や高齢者世帯などへの燃料高騰に伴う支援のことを言いたかったわけでございます。

それで、市内の燃料販売店で去年と今年の灯油価格を確認したら、去年の1月末で73円、それが今年の1月末が105円、前年比144%、その上、今年は例年より気温が低い上に、特に高齢者の方はコロナ禍で外出の機会が減って自宅で過ごされる時間が増えることで灯油購入による家計の圧迫が考えられます。

そこでお聞きしたいんですけど、生活困窮者の方などへの灯油購入費などの助成を検討されたことがあるのか、お伺いいたします。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

今回、コロナ禍によって様々な困窮世帯の支援を行っておりますけれども、高山議員が御質問されている灯油購入費に関しての助成は特段行っておりません。検討は行っていないところでございます。

**○2番（高山正信君）**

それでは、生活困窮者の方や高齢者の方などに対して原油価格高騰に伴って何か支援はあるか、お伺いいたします。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

今回の原油高騰に限った御支援ではございませんけれども、コロナ禍の中で生活にお困りの世帯に対しまして、住民税の非課税世帯に100千円を給付するという制度が国のほうで行われています。八女市においても、今年、令和4年1月以降準備を進めて、もう既に支給を行っておりますけれども、生活にお困りの世帯についてはこの制度で100千円の給付を行っておりますので、こういったもので灯油購入費等の一部に充てていただきたいということ、また、生活保護受給世帯については、11月から3月までの期間、5か月間については、暖房費として灯油等の加算、通常の期間とは別に冬季加算といいますけれども、そういう灯油、暖房費の助成があることとなります。

なお、生活保護受給世帯についても、今回の住民税非課税100千円の給付は受給ができるということになっておりますので、生活保護受給世帯についても給付をしているところでございます。

以上です。

**○2番（高山正信君）**

今言われたように、住民税非課税世帯などへの給付、それと冬季加算ですかね、そういった給付金があるという点では非常によかったとは思いますが、先ほど福祉灯油は北海道

や東北地方の寒冷地という答弁がありました。原油価格高騰に伴って寒冷地ではない徳島県においても福祉灯油購入費助成事業というのを21の市町村で実際に実施されています。だから、福祉灯油を寒冷地の助成という概念ではなく、経済的負担の軽減という意味で、本当に今灯油を買うのも困ってある世帯に今後、福祉灯油の助成をぜひともお願いしたいと思います。

それでは次に、観光関連産業に対する支援についてに入らせていただきますが、例えばタクシー業や運転代行業では飲食店の時短営業などでお客さんが激減しています。無理してでも運行せざるを得ない中で、レギュラーガソリンが去年の1月末と比較で今現在126%で172円、軽油も同じく176%の147円です。とのことで、お客さんは減っているが、お客さん待ちの待機の間も人件費はかかった上に、これだけ燃料費が上がるとなれば、本当に経営は厳しいだろうと思います。

そこでお伺いしたいんですが、宿泊施設及びバス、タクシー、運輸業などの事業所がそれぞれ何件程度あるのか、お伺いいたします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

実数的な部分はちょっと把握が難しいんですけど、1つは、宿泊施設につきましては、登録名簿がありまして、その市内にあります部分が48件となっています。それとバス・タクシー事業者、また、それに準ずる運輸業者、それにつきましては、昨年、がんばるバイ八女応援金の交付をさせていただきました。その際に運輸業に当たる部分としまして、こちらで把握しておりますのが、バス関連事業者が7件、タクシー事業者が4件、運転代行業者が7件、その他運輸業が59件と数を把握しているところでございます。

ただ、がんばるバイ八女応援金に応募されなかった方もおられますので、市内につきましては、もうちょっと事業者数は多いんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

**○2番（高山正信君）**

今、運輸業のほうに59事業所ということですが、この運輸というのはやっぱり野菜を運ぶにしても何を運ぶにしても常に絡んできます。そちらが上がれば生産者の方の負担とか、そういったところにもつながっていくんですけど、運輸業関係に原油価格高騰の影響がどのようになっているのか、分かるのであれば教えてください。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

業界の情報につきましては、いろんな方と意見交換をさせていただいておりますが、バス、タクシーにつきましては、先週乗合タクシーですね、6事業者さんおられますけど、その事業者さんの会議を行っております。内容的には、バス・タクシー事業者の方が来られていま

すので、その影響を伺っているんですけど。その際に出されました意見としましては、コロナのマイナスで結構大きい打撃を受けていて、それに加えて今回の燃料代の高騰というところで、正直きついという御意見が大半でございました。その中でも、例えば配置の車を減らすとか、そういった事業の計画を見直して何とかしのいでいるという状況なんですけど、今後もこのような状況が続くとするならば何らかの支援を考えてもらえないかという御意見が出されています。

また、トラックの関係で、こちらはちょっと業界のほうとのつながりがございませんでしたので、電話で幾つか運送会社のほうにお尋ねをしておりますが、そちらのほうも実際言いますと、原油価格が高騰するに当たって運賃ですかね、その分を値上げする、航空機というサーチャージ方式というのがございますけど、そちらのほうの適用もできるんですけど、実際的にそれを適用してしまいますと運賃が上がると。運賃が上がりますと、じゃ、それを請け負っていただいている請負元ですね、発注元、そちらの方が違う事業者に逃げていくんじゃないかという部分がございます、なかなかそういった部分を実施できていない。何とか今やっているような状況でございますというようなお話を伺っております。

そのほかにも、今現在、新しい生活様式のコロナ禍での補助金申請なんかをさせていただきまして、そのときに事務所の方に原油価格の高騰についてお伺いしておりますけど、その中でもやっぱりコロナ禍の現状に加えての原油価格の高騰というのは大変厳しいものになっているというお話をいただいています。

総括して言いますと、全ての業種の経済活動に何らかの多大な影響を落としている状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（高山正信君）

今、観光関連産業、運輸業関係について伺ったんですが、課長答弁にありましたように、正直きつい、それが本当じゃないかと思えます。事業形態の縮小も考えてあるところも本当に出てきている中で、今後何らかの支援をしていただけないかということもおっしゃったことですが、これはもう今後というより、早めに考えていただかないと、悪くなってからしてもやっぱり間に合わないところがあると思えますので、どうかその辺は早く、前もって早め早めに支援のほうを進めていっていただきますようお願いしたいと思います。

次に、最後の施設園芸農家に対する支援についてですが、市長は常々農業は八女市の基幹産業であると、今日の答弁のほうにもありましたが、私も八女市の農業が底上げされることが八女市の発展につながると考えております。しかし、最近の燃油高騰で施設園芸では、暖房を使われている農家の方からは作物の単価を上げれば消費者は買ってくれないので据置きのまま、経費が増えた分だけ厳しい状況になると、本当にどうにかしてほしいと切実におっ

しゃっております。

そこで、お伺いしたいんですけど、先ほど市長答弁にありました、電照菊、イチゴ、ナスなどの施設園芸作物の経営費に占める燃料費の割合は高くというふうに言われたんですけど、具体的に施設園芸において燃料費が占める割合がどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

八女市の代表的な施設園芸品目ですね、そちらについて、令和4年1月末の重油単価を用いまして燃料費が占める割合、こちらのほうの御説明をさせていただきます。

まずイチゴについてですが、減価償却を除く経費の割合で9.9%、ナスにつきましては29.7%、電照菊につきましては23%、これが燃料費の比率という形になります。

以上でございます。

**○2番（高山正信君）**

イチゴ9.9%、ナス29.7%、電照菊23%、これは比率的にかなり多いと思うんですけど、燃料が高騰する前と具体的に農家さんが実際どれぐらいの負担が増加しているのか、お伺いいたします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

5年前、平成29年と比較いたしますと、原油価格が大体1.5倍ほどとなっており、生産者の負担が増加しております。先ほど言いました作物別に具体的に言いますと、イチゴにつきましては、10アール当たりの燃料費の負担が130千円増えております。ナスにつきましては400千円増えております。菊につきましては310千円増加していることとなっております。

以上でございます。

**○2番（高山正信君）**

今、課長答弁に重油価格が約1.5倍とありました。確かに販売店で確認したらA重油の価格は去年の今時期で70円、今年1月末で99円、前年比141%であります。しかし、今年はそのに加えて、最低気温の平均が、これは黒木観測所ですが、去年と比べたら3.5度低いマイナス1.2度ということでありまして。八女市で暖房機の設置実績があるネポンさんというところに外気温の低下による重油使用量の増加について資料をいただいたのですが、八女市には大きいハウスが多いということで、1,500平米、大体450坪ぐらいのハウスで、諸条件ありますけど、ハウス内を13度まで温めるのに外気温が0度を100%としたときに外気温がマイナス1度下がると燃料増加率が108%、外気温がマイナス3度下がると123%の燃料増加率になるとのことです。今回寒かったので、燃料をたく時間も長くなるので、それを加味すると重

油価格は、私の感覚的には2倍近く高くなっているんじゃないかというふうに思っております。そういった状況の中で、やはり燃料高騰は施設園芸農家にとってかなりの負担になると思うんですね。

そこで、生産農家の負担軽減措置として、市長答弁にありました国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業、これについては国と生産者が共に積立てを行って燃油高騰時に補填金が支払われる制度というふうに認識しているんですが、具体的にどういった制度なのか、お伺いいたします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

燃油価格が一定の基準価格を上回った場合に、議員がおっしゃるとおり、あらかじめ国と生産者が1対1の割合で積立てを行っている資金、その中から、先ほど言いました基準価格と実際の価格ですね、導入価格、その差額について補填金が交付される事業となります。

なお、生産者の積立金につきましては、掛け捨てではなく、補填に用いらなかった場合につきましては、事業完了後に還付されるような内容となっております。

具体的にいきますと、今年の発動の基準単価につきましては、重油1リットル当たり83.1円、83.1円を上回った価格の場合について、その差額について補填金が交付される、そういった仕組みとなっております。

以上でございます。

**○2番（高山正信君）**

国と生産者が1対1で積立てを行って、掛け捨てではなくて、事業をされないときには戻ってくる、そういった制度とのことですが、これはそういうことがあれば本当に施設園芸農家にとっては非常に魅力的な制度であると思うのですが、この制度に加入してある農家の方はどれくらいおられるのか、お伺いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

J Aふくおか八女におきまして集約されております加入者数につきましては、810名というふうになります。

先ほどから言いました主な園芸品目につきましては、いちご部会のほうが93.6%の加入、なす部会につきましては53.6%の加入、電照菊部会につきましては63.3%の加入となっております。

以上でございます。

**○2番（高山正信君）**

今年は、先ほども言ったように、非常に寒い日が続いていますが、実際にこの制度で受け

取られた農家数、または金額、そういったものが分かるのであればちょっと教えてください。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

令和3年度につきましては、1次公募、2次公募、3次公募とあっておりまして、現在10月、11月、12月、この3か月につきましては補填が発動されております。集計いたしますと、延べで963戸、リッター数に直しますと約275万リットルが対象の重油となります。補填金の金額につきましては約56,000千円の交付がされるものでございます。

なお、この補填金56,000千円の約半分が国庫、半分が自分たちで積み立てた生産者の負担という形になります。

以上でございます。

**○2番（高山正信君）**

56,000千円、半分28,000千円が農家の方が積立てをされている分ということでしょうけど、こんなに金額が大きくなるとやっぱりそれだけ、1対1ということは大きな国の補助も入ってくるというふうに思うんですけど、燃料高騰に伴って二次的な影響により生産資材も値上げされていると伺っていますが、市としてはどのように認識しているのか、お伺いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

まず、被覆資材、農業用のビニールやポリエチレン、こちらにつきましては、石油製品の二次製品となりますので、原油高に伴いまして、現在のところ資材費として大体10%値上がりがしていると伺っております。

また、肥料につきましては、尿素とか塩化カリウム、こちらにつきましては、海外からの輸入になります。当然、輸入するときの海上輸送費の燃料費が上がってきておりますので、現在春肥までは国内ストックの分で価格は上げないということで報道されておりますが、秋肥からは値段が上昇するのではないかと見込んでおるところでございます。

以上でございます。

**○2番（高山正信君）**

今言われたように、石油製品や運賃の値上げなど、燃油費以外の経費にも原油価格高騰の二次的な影響が非常に大きく出ていると思うんですけど、ですからこそ既存の制度を活用できるのであれば、先ほどの国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業、そういうもののPR、推進や加入促進を行っていただきますようお願いするとともに、金子農林水産大臣におかれましても、昨年11月に、施設園芸農家や漁業者は、経営に占める燃料費の割合が高いことから、燃油などの価格が上昇した場合の経営の影響を緩和するための補填金を交付する制度を着実に実施していくと述べられております。こういったことを言われていることは、やっぱ

り県、市、JAさんなど関係機関がしっかり協力して農家支援を行っていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

ここまで原油価格高騰について福祉部門、観光部門、交通部門、農業部門で質問しましたが、昨年の令和3年11月12日において、今度は金子総務大臣の記者会見において、地方自治体が行う生活困窮者に対する灯油購入費の助成といった原油価格高騰対策の経費に対し特別交付税措置を講じる。地方自治体が生活者や事業者の支援に不安なく取り組めるよう財政支援をしっかりと行っていくと述べられています。

そこで、財政課長にお伺いしたいんですが、特別交付税の活用にあたっては様々な条件があり、対象となる事業、対象とはならない事業があるとは思いますが、燃料高騰対策に対して特別交付税措置があることは御存じでしょうか。

#### ○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

原油価格高騰に伴う今年度緊急的な国の支援策として特別交付税の措置があることについては存じております。

また、その内容につきましては、対象となる事業取組につきましては、今年度末に地方自治体のほうが行いました生活困窮者等への灯油購入費の助成とか、あと、農林漁業者などが金融機関から融資を受けられた場合の利子補給とか、保証料の補助などが対象となっておりますが、本市では現時点までは対象事業はございませんでしたので、よろしく願いいたします。

#### ○2番（高山正信君）

八女市においては、コロナ対策など特別交付税を活用し市民生活を支援する様々な取組を進めていただいていると思っております。ほかの自治体と比較してもかなり手厚いものであると認識しております。

また、施設園芸農家の省エネ対策事業をはじめとする燃料対策事業につきましては、国、県の補助事業を活用し、支援を実施されていることも認識しておりますが、何度も言うようですが、ロシアの侵攻によりさらなる原油価格高騰やコロナの状況などまだまだ不安の多い社会情勢となっております。

今後も国、県の補助事業や特別交付税など様々な支援を検討、活用していただき、市民の方が安心して生活を送っていただけるように思っているわけでございます。

そこで、最後に市長にお尋ねしますが、原油価格高騰によりあらゆる業界において負担が増えていますので、そういった方々に対して即応できる支援の拡充、また、何度も言いますように、八女市の基幹産業である農業をしっかりと底上げしていただく支援を早急に講じていただきたいと思っているんですけど、いかがお考えでしょうか。

**○市長（三田村統之君）**

お答えします。

今、御承知のとおり、原油の価格が高騰いたしております。それで、国も状況というのは十分把握していると思います。また、油の元売業者に対する支援策ですね、価格の補償についても先般からリッター5円と、あるいはまた、ここも状況を見ながら今検討をなされておりますけれども、さらに増やしていくということを今国も考えているところでございます。

この問題は、確かに議員おっしゃるように交通関係、あるいはまた、各中小企業の皆さん方、そして、おっしゃるように、施設園芸、農業生産に営んでいらっしゃる皆さん方、あらゆる分野でこの影響が出ていることは事実でございますし、それが今ウクライナとロシアの紛争、これがどういう形で進んでいくのか、どういう形で決着がつくのか、このことがまた非常に大きな、経済的な面で、これは国際社会に影響を及ぼすということになりかねないということでございますので、この辺りの推移も十分見ながら国も対応を考えていくだろうと思いますし、そういう面で、私どもは国、そして県、そして私ども基礎自治体3者がやっぱり連携をして、私どもは私どもとして地域の課題を国に要請する、コロナ対策含めて、全国市長会でも様々な要望を出させていただいているところでございます。

したがって、農業は、担当課長から報告がありましたように、非常に影響が出ているわけでございますので、その辺りも含めて検討していかなきゃならん、県あたりとも意見を密に交わしながら対応していかなきゃならん。同時に、これは中小企業とか農業とか生産者だけではなくて、一般市民の皆さんにも影響が非常に出ている。例えば野菜の価格一つをとっても物すごく値上がりが進んでいる状況でございますので、こういうことも今後、中間業者含めて対応していかないとなかなか課題解決には結びつかないと思っております。施設園芸はもちろんでございますが、被害を受ける様々な分野で検討して、国、県と併せて努力をしていきたいと考えております。

**○2番（高山正信君）**

今後ますます原油価格が高騰すると言われております。市民生活に大きな影響が出ている中、安心して市民の方が生活を送れますように、先ほど市長は国も把握しているということですが、それを市、県が協力して国へ市民生活の現状をもっとしっかり伝えていただきますように強く要望して、質問を終わらせていただきます。

**○議長（角田恵一君）**

2番高山正信議員の質問を終わります。

午後1時25分まで休憩いたします。

午後0時21分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

通告しております3点についてお聞きいたします。

1つ、八女市の教育問題について、2つ目、外資系による八女市の土地買収はあるのか、3点目、八女市の農業振興策についてお聞きいたします。

詳細については質問席より再度質問をいたしますけれども、執行部におきましては分かりやすい言葉で、明確に答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の教育問題等についてのうち、(1)から(3)までにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に、(4)12歳未満の子どもたちのコロナワクチン接種について八女市の考えは、並びに外資系による八女市の土地買収はあるのか及び八女市の農業振興策はについて答弁をいたします。

八女市の教育問題等についてでございます。

12歳未満の子どもたちのコロナワクチン接種について八女市の考えはという御質問でございます。

5歳から11歳までの小児の新型コロナワクチン接種につきましては、これまでの12歳以上のワクチン接種と同様に、国の指示に基づきながら適切かつ丁寧に進めてまいります。

次に、外資系による八女市の土地買収はあるのかというお尋ねでございます。

所有者不明土地の筆数、固定資産税未納額はあるのか、また、固定資産税未納に対する解消策はどうかという御質問でございます。

所有者不明土地の筆数及び固定資産税未納額は配信している資料のとおりでございます。所有者の死亡により未納となった固定資産税につきましては、所有者の戸籍調査等により相続人を特定し、相続人に納付を依頼し、未納の解消に努めているところでございます。

次に、所有者不明土地のうち外資系と思われるものはあるのかというお尋ねでございます。現時点で外資系の所有者不明土地については把握しておりません。

次に、八女市の農業振興はというお尋ねでございます。

園地についてJAとの情報の共有はできているのかという御質問でございます。園地の情報につきましては、JAにおいて作物部会員を対象に意向調査が実施されております。将来における経営規模の動向、営農継続が可能な年数、後継者情報などおおむね回収が終わり、

現在集約が進められているところでございます。

調査情報につきましては、八女市を含め普及センター等関係機関で構成する八女地域農業振興推進協議会において共有しているところであります。

今後、これらを基に園地の流動化や新規就農者の農地確保など効果的な運用や支援ができるよう検討を進めてまいります。

次に、中山間地の農業振興について八女市の考えはどうかという御質問でございます。中山間地域の農業振興につきましては、農業及び農村の持つ多面的機能が発揮される、豊かで住みよい農村社会の実現を目指すことが重要であると考えております。

今後、農業者や農村人口の高齢化・減少などにより中山間地域の環境は厳しさが増すことが懸念されます。

引き続き多様な担い手の育成・確保と優良農地の確保に向けて各種補助事業等に取り組むとともに、収益性の高い農業経営の推進を図りながら、農業・農村の持続的発展を目指してまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

1、八女市の教育問題等について、(1)教員のブラック勤務問題について、ア、平均残業時間の調査はなされているのかとのお尋ねです。

平均残業時間の調査につきましては、毎月残業時間を調査し、定例校長会で報告しています。

次に、年間会議日数、部活動指導員についてのお尋ねです。

年間会議回数につきましては、各学校によって回数に幅がありますが、職員会議が平均約10回、連絡会が平均約35回、部会が約35回程度開催されています。

また、規模の大きい学校では学年会議が約35回程度行われている場合もあります。

部活動指導員につきましては、部活動の指導体制の充実を図ること及び教職員の働き方改革を目的として、現在13の部活動で任用しています。

次に、ブラック勤務解消のためには何が必要かとお尋ねです。

長時間勤務の解消につきましては、一つ一つの業務等の見直しを行いスリム化していく必要があると考えています。そこで、各学校におきましては、校内の労働安全衛生委員会において業務等の見直しを行っています。また、令和3年4月には文部科学省が示しています公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに基づき、八女市立学校管理規則を改正しました。

次に、八女市において教員の不足はあるのかとお尋ねです。

常日頃より南筑後教育事務所や当該校長と連絡を取り合いながら教員確保に努めています。しかしながら、近年の福岡県における教員採用選考の志願倍率の低下、講師登録者数の低下が進んでいるため、配置できないケースがあり、課題であると認識をしております。

以上、御答弁を申し上げます。

**○10番（牛島孝之君）**

八女市教育問題についてということで、教員のブラック勤務問題、これはTBS系列RKB毎日放送で、2月12日報道特集の中でこういう言葉を使われました。この放送を学校教育課長、教育部長、教育長、見られましたでしょうか、まずお聞きします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

拝聴しております。

**○教育部長（原 信也君）**

お答えをいたします。

私と教育長一緒に、そちらのほうのビデオを拝見させていただきました。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

それで、まずお聞きします。平均残業時間ということで超過勤務時間、頂いております資料、令和4年1月、小学校24時間、中学校38.7時間、全体として29.9時間という数字はいただいておりますけれども、これが本当に実情の数字なのか、私は疑問がありますけれども、それについてはいかがでしょうか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

調査の数値が不正確なのではないかという御心配で御質問をいただいていると思っております。ただ、もともと1月は日が暮れるのが早うございます。5時半とかに暮れますので、部活動の時間がもともと短いということ、それと、1月に入ると校内研修行事とか、学校行事というのも少ないということもあって超過勤務時間が少なかったのではないかと考えております。

**○10番（牛島孝之君）**

私の事務所が稲富にあります。7時ちょっと前ぐらいに行って、7時ぐらいから散歩しますけれども、子どもたちは行つとるわけですよ。登校しているわけです。なら生徒は何時から登校されて、当然そのときにはどなたか教員の方が開けられると思います。何時からですか、登校時間は。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

登校時間のはっきりとした何時何分という時刻は学校によってまちまちでございます。多くの場合は、8時頃に登校してくださいと学校のほうから各御家庭にお願いするというのが通常でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

8時頃に登校じゃなくて、何時に学校は開けられますかということ、開けんと登校しても子どもは入られんわけですよ。7時には実際子どもが通学しています、稲富のにきを。だから聞いておるんですよ。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

学校を開ける、施錠解除する時刻もはっきりと何時からというのは決まっておりません。ただ、多くの場合は7時半とかに開ける場合が多いのではないかなと思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

開校時間というのはそういうふうで、各学校で若干違うということだろうと思えますけれども、現実にもう7時には子どもたちは登校しておるんですよ、福島は、稲富のにきを。

それと、教師の1日の勤務時間、これについてはどういう決まりですか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

超勤時間を調べる方法ということにつきましては、平日はパソコン、学校に来てまずパソコンを開く作業から通常スタートするわけですが、そこで出勤のボタンを押すというところからスタートして、閉めるときに退勤ボタンを押して、そしてそれが自動集計されていくという方法で平日は調査をしています。

土日につきましては、部活動その他でパソコンを当然開かないケースというのはありますものですから、土日祭日につきましては、出勤・退勤のボタンを押すというやり方と、管理職が職員へ聞き取って、その超勤時間を記録するというやり方を併用して把握に努めております。

**○10番（牛島孝之君）**

ちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんが、市の職員さんの場合は8時半から5時15分となっています。教師は時間的に何時からというあれはありません。1日の労働時間といえますか、そういう時間は決まっていますか、決まっていますか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

7時間45分と考えております。

**○10番（牛島孝之君）**

その7時間45分の考え方ですね、当然市においても約1時間は昼休みと、どういう決め方

ですか、7時間45分というのは。要するに、来たときから、開校から帰るまでの時間が7時間45分ですか。それについてはいかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えします。

朝来て、始業時間、例えば8時15分始業とか、そこからスタートして、休憩時間を引いて、そして帰る時刻までが、帰る時刻というのは終わりの、例えば5時とか、5時15分とか、学校によって異なりますけど、その間から休憩時間を差し引いた時間ということになっています。

○10番（牛島孝之君）

じゃ、仮に8時から始まったとして、8時15分とかあるかもしれませんが、8時から始まったとしたら、何時何分に本来出にゃいかんのですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

昼休みの休憩時間等を何分取るかとかによって多少時刻は変わりますが、ちょっと計算しないと分かりませんが、4時半過ぎぐらいまでになるんじゃないかなと思います。通常は8時15分ぐらいからスタートする学校が多うございますので、計算すると5時ぐらいまで勤務という形になっているのが多いんじゃないかなと思っています。

○10番（牛島孝之君）

どこの小学校ということはあれですので、言いませんけれども、7時、8時でも電気がついていています。ついていてということは、ただおられるだけじゃないと思います。当然何かの作業をしてある。だからこの小学校で24時間とか、中学校で38.7時間という数字が、本当に調査してそういう数字が出てきたなら仕方ありませんけれども、そう言えない、要するに教師が言えないと、その時間を。実際現実にもう子どもたちは、うちの小学校でも、私は今、交通指導員をしていませんけれども、7時半には通っていきますので、恐らく8時には着いていると思うんですよ。教師の方は当然8時にはほとんど来てあると思います。

以前は、失礼だけれども9時、10時まで電気がついていたことがありました。一応その当時の教頭に申し上げたところ、早く消えるようにはなりましたけれども、それが現実なんです。この24時間、そんなら、1か月何日ですか、教員の実働日数は、失礼ですけど。

○学校教育課長（郷田純一君）

平日だけで申しますと20日程度あると思います。2月は28日ですからもっと少のうございますけれども、通常は20日程度でございます。

○10番（牛島孝之君）

24時間を20日で割ると1.2時間です。とても本当の数字とは思えません。だから、出しにくい、本当に自分たちは残業をしているけれども、それを言いにくいような何か環境がある

のかなと思いますので、それについてはぜひ是正をしていただきたいと思います。

以上です。

次に、年間会議日数及び部活動指導員、部活動指導員ということで資料を頂いております。恐らくこれは中学校でしょう、部活動ですから。延べ人数13人、これはどのようにして募集をかけられるわけですか、部活動指導員は。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

部活動指導員につきましては、校長がそれぞれ候補となられる方と相談をされて、そして面談等を行われた結果お願いするということで決まっております。

○10番（牛島孝之君）

だから、候補となられる方はどういうふうに募集をされるんですかと言っているんです。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

うちのほうで募集をかけるということはやっておりません。各学校の校長は当然働き方改革上、それと部活動の活性化を図る上でも部活動の指導員を任用したいという気持ちでおりますので、もともと地域にそういう方がいらっしやらないかどうかというのを探してあるという状況でございます。

○10番（牛島孝之君）

そういう募集の場合は各中学校の校長判断ですか。そうなっているわけですか。いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

校長先生のほうで任用したいということであれば、うちのほうに言っていただいておりますというシステムになっております。

○10番（牛島孝之君）

それではお聞きしますが、部活動指導員と学校の先生が顧問とした場合の違い、どういう違いがありますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

この部活動指導員につきましては、従来の外部指導者とは異なりまして、施行規則で定める学校職員となっておりますので、学校職員ということで部活動指導員の方には頑張ってもらっております。

○10番（牛島孝之君）

その部活動指導員の方は中体連、そういう大会には監督として出れるわけですか、出れませんか、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

監督として参加をすることもできますし、引率もできます。

○10番（牛島孝之君）

各校長の判断でと言われましたけれども、やはりそういう募集ですね、きちっと八女市として募集とか、今後はそういうこともできるんじゃないかと思しますので、ぜひそのように。少しでもやっぱり教師の労力を減らしていただいて、本当にブラック勤務という中で先生が亡くなった事例がありました。とてもじゃない時間です、残業時間が。そういうことが八女市ではないように、よろしく願い申し上げます。

次に、教員の不足、これはどのようになっていますでしょうか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

一般質問資料にお示ししておりますように、小学校では6人、中学校では2人、今不足しているということでございます。

○10番（牛島孝之君）

資料によりますと、福島小学校で不足数が3人、小学校においては三河、黒木、矢部清流で1人ずつ、中学校においては福島中、西中で各1人となっております。この中に、現員数ということで教師18人、講師1人となっておりますけれども、この教師と講師の根本的な違い、どのように違うのか、それをお知らせください。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

この「教」という文字で示させていただいておりますのが、主幹教諭及び教諭で定数を満たしている分でございます。講師の「講」という文字で示させていただいております数字は、常勤講師もしくは非常勤講師等で埋めているという数値でございます。

○10番（牛島孝之君）

そうじゃなくて、教師と講師の違いということで、講師は担任までできるんですか、できませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

講師は学級担任はできます。非常勤講師は非常勤でございますので、担任をすることはできません。

○10番（牛島孝之君）

じゃ、資料の中に教師と講師となっておりますが、この中に非常勤はおられないということですか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

先ほど御説明いたしましたように、講師の中には常勤講師と非常勤講師が両方含まれております。

**○10番（牛島孝之君）**

じゃ、この中に「講」と書かれてありますけど、この中にも非常勤の方がおられるということですね。よければそこもちょっと書いてもらおうと助かりましたけれども、「講」としか書いていないんですね、講師かなと思いましたので、それは結構です。

教育長にお聞きします。本当にこの教員不足、昨日今日の問題じゃないかもしれないけれども、このブラック勤務という言い方を全国放送の中でしたと、やっぱり見ている人もおられると思いますし、家族もおられると思います。希望を持って教師になりたい人が以前はおられましたけれども、なかなかそういうことは、こういう言葉を使って、もう全国放送で使われましたので、使いましたけれども、教育長いかにしたら教師不足が解消できると思われませんか。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えをいたします。

これは大変難しい問題で、今、議員御指摘のように八女市だけの課題ではなくて、日本全国の課題になっています。ちょっと調べてみましたら、今年度、令和3年度の4月段階で南筑後教育事務所管内だけで約40名の教員が不足しています。これからまた産休、育休、あるいは病休、休職ですね、そういったものが入ってきたら、先ほど申しましたように講師の登録者数も非常に少ないし、教員の採用倍率、これは今年度の福岡県の場合は、小学校はもうほぼ1倍に近いという状況です。

そして、聞いてみたら、1倍に近い状況で2次試験まで合格をしておきながら、そして、2次試験が終わった段階で、県全体で約50名の辞退者があったという状況になっています。

ですので、教員をいかに集めるのか、先ほど議員御指摘のように、やはりいかに魅力ある職場なのかということをお願いしていくということが一番大事だろうと思っていますし、働き方改革でやはりそういったところも改善していく、やりがいのある、働きがいのある職場であるということをお願いしていく、もうそれしかないのじゃないかなと思っています。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

本当に子どもさんたちのことを考えれば、ちゃんと教師が倍率ももう少し、多いのがいいとは言いませんけれども、やっぱり不足をしないように、教育長今後も努力をお願いいたします。

次に、12歳未満の子どもたちのコロナワクチン接種について八女市の考え方ということでお聞きしますけれども、令和3年12月14日、八女市長三田村統之様、同教育長橋本吉史様ということで、人権問題を考える福岡の会、教育正常化推進ネットワーク、子宮頸がんワクチン被害を考える佐賀県民の会、ほかに個人賛同者ということで、子ども（児童生徒）たちへのPCR検査やワクチン接種の義務化などについてということで要望書が出されまして、令和4年1月12日付の回答といたしまして、八女市においても新型コロナワクチンの接種については強制ではないこと、同意がある場合に限り接種が行われるものであることを認識しております。

ちょっとその内容は省きますけれども、ワクチン接種は本人の自主的な判断によるもの、ワクチン接種による差別、いじめ、職場や学校等における不利益の取扱いを受けることがないように十分留意しながら取り組んでいきます。御理解賜りますようお願いいたしますという回答書が出ております。

これは2022年2月22日、2が続きますけど、この中に、西日本新聞です。「学校集団接種推奨せず 5-11歳「同調圧力生じる」」という記事も載っております。八女市としてはこの5歳から11歳、どのように接種のほうは考えてあるのか、お聞きします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

お答えいたします。

八女市での接種の方法でございますが、八女市では各個別の医療機関、今7医療機関で御協力いただけるということで調査をさせていただいて、体制を整えております。学校での集団接種等については行っていかない予定でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

当然、接種券というのが私にも来ております。3月3日に3回目を打つようにしておりますけれども、5歳から11歳の子どもたち、これは各家庭に接種券は送られるわけですか。いかがですか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

お答えいたします。

各家庭に接種券を送るところで今準備しているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

これは週刊SPA! 2022年1月18日号「安全性が不十分なワクチンを子供に打ってはいけ

ない」、この堤猛さんという方ですね、これはどうも八女市出身の方みたいです。各新聞に出してあるわけですね。このきっかけというのが、昨年3月地元の福岡県八女市で20代の女性看護師が接種の4日後にクモ膜下出血で亡くなったそうです。そう話されるのは、福岡市で会社を経営する堤猛という方みたいです。その恐らく広告というのがこれだろうと思います。これについては御存じですか、御存じありませんか。いかがですか。

○議長（角田恵一君）

担当課長でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

この広告については見させていただいているところです。

○10番（牛島孝之君）

読みますと、この紙面は西日本新聞、中日新聞、東京新聞、合計290万部に意見広告として全面掲載されたものを編集した内容ですと。この中に「お子さんやお孫さんにワクチンを勧める前に」ということで、「厚労省ホームページから「未成年接種」について考える」と。「未成年者のワクチン接種後 重篤者296人・後遺症6人・死亡者5人」と、これには書いてございます。

一番心配するのは、やはり学校ですから、子どもたちの情報、あるいは保護者間の情報で、あの子は打っていないよとか、そういうことがいじめ等々につながるのが一番心配するわけですね。情報は洩れるわけですよ、あん子は打つとらんげなばいと。それだけはどうかしてできないのかと思いますけど、それについてはまず学校教育課長、どういうお考えでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今、議員御指摘のようなことはあってはならないことであると思っております。接種はあくまでも希望接種であって強制してはいけないとか、接種できない方、希望していない方もいると、その判断は当然尊重されるべきことなどを、子どもたちにも理解させないといけないし、保護者の皆様にも御理解を求めていかないといけないことであると考えておるところであります。

同調圧力についても同じようにかからないようにしていくということも、我々の頑張っていないといけないことであると認識しております。

このことは2月、先日行われました定例校長会の中で私のほうから確認をしたということでございます。

○10番（牛島孝之君）

教育長にもお聞きしますけれども、やはりこの同調圧力、恐らく出てくるだろうと思われ  
ます。それについて本当にできるのか、できなくちゃ困るけれども、やっぱりそこに八女市  
の教育として教育長はどう考えるのか、お願いします。

**○教育長（橋本吉史君）**

先ほど課長が答弁しましたように、同調圧力ということ、これはもうあつてはならないし、  
ましてや以前、中学校でしたでしょうか、教員が調べたところ、こういうことはもうもつて  
のほかだろうと思っています。12歳以下は努力義務でもありませんし、もちろん強制でもあ  
りません。だからそういったことがないように、保護者にも、あるいは教員にも周知をして  
指導していく、これが言うなれば今までの八女市で行っています人権同和教育等の成果が試  
される時じゃないのかなと思っていますところでは。

**○10番（牛島孝之君）**

大人は自分の判断で、自分は打たないという判断ができます。子どもさんになってくると、  
やっぱり保護者の問題というか、保護者の考えもあるでしょうし、やっぱりそのことが学校  
内のいじめとか、そういうことにつながらないようによろしくお願い申し上げます。

次に、外資系による八女市の土地買収はあるのかということで、資料を頂きました。

所有者不明土地、納税義務者数64名、筆数512筆、未納額が1,028,800円、なかなか調べに  
くいことと思います、本当に。名寄せには載つとるけれども、その人が実際所有者であるの  
か、あるいはどういう関係者なのか、やっぱりこの外資系というのは調べたけれどもなかつ  
たわけでしょう。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

外資系かどうかの判断につきましては、非常に難しい問題でございます。と申しますのも、  
外資系かどうかというのは、外国人もしくは外国の企業の方がその会社に出資をしているの  
かどうかということになります。ただ、この確認については、決算書を確認する必要がござ  
いますけれども、今回、所有者不明納税義務者64件の中に、法人も5件ほどございますけれ  
ども、中身を見ても実態が分からないという企業でございます。そういったところで  
ございますので、申告の確認も取れません。したがって、決算書の確認が取れないとい  
う意味で、この外資系かどうかという確認を取るのが困難ということでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

納税の時効、これは何年ですか。何年したら時効でもう払わなくてもいいという時効は何  
年になりますか、納税額については。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

税法上の時効につきましては5年、執行停止処分をした分については3年で不納欠損という形でございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

未納額1,028,800円の中に、近々5年時効になりそうなもの、それは分かりますか。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

5年時効で直近の分が何件あるかという詳細については数字的に分かりませんが、基本的には滞納処分の執行停止を行いますので、5年で時効が来て、それが落ちていくということはございません。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

それこそ所有者不明土地関連法の施行期日ということで、法務省民事局、令和3年12月資料、民法等の一部を改正する法律、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律、ただし登記がされるようにするための不動産登記制度の見直しは令和6年4月1日施行と。土地利用に関連する民法の規律の見直し、土地利用の円滑化、これについては令和5年4月1日施行と。土地を手放すための制度の創設、相続土地国庫帰属制度の創設、これは令和5年4月27日施行となっております。

確かに相続、どこに土地があるか分からないということが本当に、たまさか税務課に行きますと航空写真で見られて、相続はしたけれども、これはどこでしょうかと聞いてあることもあるようです。それと、市のほうで取ってもらえませんか、もらってもらえませんかというのも時々税務課に行きますと聞きます。そういう御相談は現実にあっていますか。いかがですか。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

牛島議員おっしゃるとおり、そういった御相談が窓口のほうで少しずつ増えてきているのかなという感じはしております。

ただ、内容的には、やはり山林が多いんですけれども、山間部でどこにあるのか分からないし、自分は何も聞いていないけれども相続になっているということで、市でもらってくれないかというお話も確かにございます。そういったときについては、なかなか市で頂くのは、その管理の問題もありますし、厳しいというお話はしますけれども、後はその相続放棄であるとか、不動産屋さんとか森林組合等にも御相談されてはどうかというような対応をしてい

るところでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

このことについては市長にちょっとお聞きしたいんですけども、税務課窓口で今、税務課長が言われましたように、もう自分は相続したけれども、どこかも分からんと。特に今、山林が多いというような話もありましたけれども、それを市にもらってほしいという場合に、市としてはいろいろな条件、ただもらうだけじゃない、もろうたら維持管理もせにゃいけんですね、それについては市長どういうお考えでしょうか。

**○市長（三田村統之君）**

お答えします。

具体的な状況をまだ聞いてはおりませんし、把握しておりませんので、今の段階でこうします、ああしますということは、回答については申し訳ありませんがお答えできないので。ただ、十分内容を検討して、また、他の市町村、基礎自治体の取組、国の考え方、県の考え方、あらゆる角度で情報を確保して検討をしてみたいと思います。

**○10番（牛島孝之君）**

以前質問で聞いたかと思えますけれども、自伐型林業、市がもらって、そういう人たちに、できるかどうか分かりませんが、その山を手入れさせるとか、要するに自伐型林業ですね、そういうのも考えるべきだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、八女市の農業振興策ということでお聞きしますけれども、まず、八女市における農業者の推移ということで頂いております資料が、2010年農林業センサス、総農家数5,575戸、うち販売農家数3,766戸、うち自給的農家数1,809戸、次に、2015年農林業センサスでは、総農家数マイナス779戸、販売農家数で622戸の減、自給的農家数で157戸の減、次に、2020年農林業センサスで1,182戸、総農家数で減、うち販売農家数804戸減、うち自給的農家数378戸減となっております。この販売農家数と自給的農家数、この違いをお教えください。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

データは専業農家、兼業農家の数字をお求めいただきましたけど、公的なデータがございませんでしたので、農林業センサスのほうから引用させていただいております。

農林業センサスが定めます販売農家の定義に対して説明いたします。農地経営面積が30アール以上、または1年間における農産物の販売高が500千円以上の方が販売農家、自給的農家につきましては、それ未満の方ですね、経営面積が30アール未満、かつ販売金額が500千円未満という農家が自給的農家になります。

以上でございます。

### ○10番（牛島孝之君）

それこそ農林業センサスでは減っております。その中で、園地についてJAとの情報の共有はできているのかということでお聞きしますが、JAの総代会においても聞いております。何年か続けて聞きました。要するに、今、農協さんでやってあるのがトマト、イチゴ、これはちゃんとハウスで新規就農ということでJAの広報誌にも載ってまいります。それ以外に、実際、園地ですね、ミカン、あるいは梨、ブドウ、そういうのでJAの職員さんが、あるいは営農指導員の方が回ったときに、もうあと何年しか作りきらんばいと、うちは後継者もおらんものうとか、やっぱりそういう情報を、生の情報を本当にJAと行政で共有していただいて、全国にこういう農業する方いませんかとか、そういう募集をしていただきたいわけですよ。失礼だけれども、平地農業といいますか、平地の農業はそういうふうで結構新規就農はされておりますけれども、やっぱり中山間地の農業、これをどうかしないと、本当に10年前の災害、そういう水害も、やっぱり田んぼが維持できんわけですよ。今、田んぼに小さなダム役割をさせようということも書いてありますけれども、それが耕作放棄地になってしまえば、それもできないわけですね。

私もこの前、上陽の仏尾、桑川内、そこまで登ってみました、ちょっと仕事ですけど。もう本当に田んぼが草ぼうぼうです。やっぱりそういうのを、どうか今のうちにしとかないと、もう来るのはイノシシだけだそうです。やっぱりそういう情報の共有、そういうのはずっと総代会では言ってまいりましたけれども、でき始めているわけですか。いかがですか。

### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

市長答弁にもありましたけど、JAの各作物部会において意向調査が行われて、今、回収がおおむね終わってきているという状況でございます。

議員がおっしゃっている果樹関係ですね、果樹関係の作物部会においては1,450名の方に意向調査を実施されております。回収した数につきましては87%の1,255名の生産者から回答が得られている状況でございます。主な部会につきましては、かんきつ部会については95%、ぶどう部会につきましては88%、なし部会については87%、キウイフルーツ部会については90%という回収率となっております。

ただ、やっとな今、回収が終わって、今から集計に入っていくということで情報を共有しております。

なお、集まった意向調査、その中にはあと何年ぐらい続けていきますかとか、規模拡大、規模縮小はされますか、また、される場合にはいつぐらいをめどにそういったものをやられますか、後継者さんはおられますかという設問がありますので、そういったものを議員がおっしゃるとおり、まずは地域内の部会を中心とした生産者間で情報を共有して、規模拡大

したい人と、規模縮小される方のマッチングにまず活用したいなと思っております。

また、新規就農につきましても、中山間はなかなか農地の確保であったり、苗を植え付けても四、五年は未収益の期間が続きますので、そういった課題もございますので、成園でその年から所得が出るような園地確保に向けて、新規就農者向けに農地のデータの集積、そういったものに活用していきたいということで情報のほうを共有させていただいております。

以上となります。

#### ○10番（牛島孝之君）

情報の共有ができた後、ホームページ等において農地バンクというか、そういう募集を全国にかけるとか、当然これは地域ではなかなか難しいと思うんですよ。だから、全国に農業をしたい人いませんかと。

ただ、しませんかといっても、えらい夢持って来られても、夢破れることはあるかもしれませんが、やっぱりそれをしないと、本当に中山間地の農業、あるいは含めて林業、そして次にこれが荒廃したときにどうなるか、当然災害、10年前がしかりですけども。それ以上にひどくなるのかと思っております。

市長について、それこそ同僚議員が先ほど聞きましたように、農業・林業は八女市の基幹産業であるとおっしゃいました。そうだろうと、ずっと言っておられますので、ぜひもう一回ここで農業・林業の基幹産業、なかなか増やすことは難しいけれども、せめて現状維持、それよりもやっぱり中山間地の本当に林業をしながら農業もしていると、そういう方たちのために、何か市のほうで考えてあるなら御回答をお願いします。

#### ○市長（三田村統之君）

全国的に今農業は大変厳しい環境の中に置かれております。特に八女市は御承知のとおり66%が森林であります。そういう中で、実は過疎化している地域で農業の生産に励むことができるかというのは非常に厳しい状況ではないかと思っております。

特に高齢化が年々進んでおります。後継者がいない、そして農地は荒廃する、非常に環境的には厳しい状況にこれからなっていく。しかしながら、その農地を守って、その農地を生かして農産物の生産をすることは、農家で後継者がいないところについてはいろんな角度から今、農業経営に参加をしている業種もございます。また、極端な例かもしれませんが、東京とか、大阪に就職で行っている若い人たちが、今どういう気持ちで働いているのか、話を間接的ですが聞きます中で、東京は生活が厳しいと、仲間ができない、だからできればふるさとで仲間と一緒に、家族と一緒に人生を送りたいという若い人たちが増えてきております。

そういう中で、両親が農業はもうできないという状況の中で、じゃ、農業を自分が帰ってやろうかと、そのためには受け入れる基盤づくりをしっかりとしていないとやれないということがありますから、それが一番、基盤づくり、若い方々が農業生産活動に関わっていくため

の基盤づくりを、特に中山間地ではやっていかなきゃならないと思っております。

そして同時にまた、荒廃した農地を生かしていくためには、やはり複合経営も考えなきゃならんと思います。お茶の生産者も今非常に厳しい状況でございます。しかし、じゃ、お茶だけで生活はできなくとも、じゃ、みんなで八女は何か新しい農産物に取り組もうという考え方も実はあるわけでございます。同時にまた法人化する、あるいは集落営農する、いろんな角度からこの八女の農業を考えて、そして行政ができるだけ支援する、農業問題については国、そして県も非常に危機感を持っております。

特に私どもの八女市は、議員おっしゃるように、これから中山間地の農業を含めて非常に厳しい状況になってくるだろうと思っております。しかもなおかつ、先ほど御質問がありましたように、コロナウイルス感染の関係でますます生産者の経営が厳しくなっている。こういう状況であれば、この機会にもう農業をやめようと、離農しようという人も出てくる可能性も非常にあります。そういう面で、先ほどの御質問があったように、コロナに対する農産物を含めて支援をしていかなきゃならないということはもう間違いなく大きな、私ども八女市の課題でございますので、十分議員各位の御意見も聞かせていただきながら、しっかり県とも協議しながら取り組んでいかなきゃならんと思っておりますので、どうぞひとつお力添えをよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○10番（牛島孝之君）

市長からの決意ということで、やっぱり八女市農業ということに、常々言われております基幹産業、これをどうするかによって八女市がどっちに行くのか、いろんな方向に、答弁とさせていただきます。ぜひ本当に、先ほど同僚議員も言いましたように燃油問題、あるいは今ウクライナでロシアの侵攻によって当然原油が上がっておると、上がってくるでしょう、間違いなく。それは原油だけではない、当然、農産資材とか、いろんなものにくると思います。

ただ、食というのはやっぱり食料安全、これは本当にやっぱり食べ物がないということは一番困ると思うんですよ、国民は。八女市はこれだけ農地もありますし、あるいは山間部には棚田、棚田が大分少なくなっていますけれども、やっぱりそこで一生懸命農業をされた方たちを守っていかにかいかんし、そういうことで市長にはもう先頭に立って、この農業振興というのは頑張っていたきたい、そのように思います。

いろいろ教育問題等々についてお聞きしましたけれども、教育部長あるいは建設経済部長、今年で退職ということでお聞きしております。それこそ一生懸命今まで答弁をしていただきまして、本当にありがとうございました。これからは一市民になられるかもしれませんが、今後もこの八女市のために御尽力をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後2時35分まで休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

13番大坪久美子議員の質問を許します。

○13番（大坪久美子君）

皆様こんにちは。公明党の大坪久美子でございます。傍聴席の皆様、また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

今回、市民の命を守るために子育てアプリについて、2つのテーマで質問をさせていただきます。

まず1つ目は、市民の命を守るために。特に今回は子宮頸がんの予防接種についてであります。

2013年度に積極的な接種勧奨を差し控えるとしたために、多くの自治体が対象者への個別通知を止めてしまい、70%近くあった接種率が1%未満にまで激減したと聞いております。そのような中、子宮頸がんを発症する方が年々増え、国は一昨年10月と昨年1月、2度にわたり、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応や対象者への周知について通知を出し、情報提供の徹底を求めました。

接種勧奨を差し控えた平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方を対象として、令和4年4月1日より接種勧奨の再開が決まります。このことについて本市の対応をお尋ねいたします。

次に、子育てアプリについてであります。

今や多くのママさんたちが仕事をしながらの子育てで、不安だらけ、家事との両立で忙し過ぎる毎日であろうと思います。面倒で忘れがちな予防接種の管理や妊娠中から必要な地域の情報が簡単に手に入るスマートフォンアプリの導入のお願いでしたが、今回の予算に計上してもらっていただけだったので、差し支えのないところでの御答弁をよろしく願いいたします。

あとは質問席にて行います。よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

13番大坪久美子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、市民の命を守るために。

コロナ禍において、がん検診の減少率はどうかという御質問でございます。

各種がん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し始めた令和2年度は減少傾向が見られました。令和3年度につきましては、受診率は確定していませんが、感染防止対策を徹底し、地区健診の回数を増やすなど、受診しやすい環境づくりに努めたこともあり、令和2年度と比較すると、増加傾向となっております。

次に、子宮頸がん予防接種について、小6から高1までの該当者に個別通知を出されたのはいつかというお尋ねでございます。

子宮頸がん予防接種の対象者の保護者に対する個別通知は、情報提供として令和3年6月に行っております。

次に、積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逸した方は当市に何名ほどいられるのか。先ほど御質問がありましたように、平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方でございます。

積極的勧奨を行わなかった期間の接種対象者で、接種していない人は約2,300人でございます。

次に、子育てアプリについてでございます。

母子手帳の電子版への活用について検討されたことはあるのかというお尋ねでございます。令和4年度から母子健康手帳と併用して母子手帳アプリの導入を予定しているところです。母子手帳アプリは、個人のスマートフォンに無料でダウンロードして使用することができます。

導入後は、予防接種の管理等が行える電子母子手帳としての機能に加え、八女市のイベントの案内、乳幼児健診の通知など子育てに必要な情報の配信が可能となります。

次に、近隣で活用されている自治体はどうかというお尋ねでございます。

近隣では、広川町、大木町、みやま市、柳川市、大川市が導入しております。

次に、市民からの問合せはあるのかというお尋ねでございます。

これまで市民からの問合せはありませんが、個人的に母子手帳アプリを利用されている方がおられます。

導入後は、八女市の子育て情報などを配信することができますので、利用者の増加も見込まれ、予防接種や乳幼児健診の推進にも役立つものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

### ○13番（大坪久美子君）

ありがとうございました。

まず、質問いたします前に、先ほど牛島議員が、ついお忘れになったようでございますが、井手議会事務局長と健康福祉部長の橋本さんが御退職されるそうで、おめでとうございます。

それから一つ私、こういう場で言うのもなんですが、ちょっと右の耳が不自由ですごく聞

き取りが悪いので、なるべく大きな声で御答弁をいただければと思っておるところでございます。

まず、今、このコロナ禍にありまして、がんの検診率が下がっているのは致し方ないかなとも思っているところでございます。市民の皆様も頭の中はコロナ感染のことでいっぱいですし、しかも、検診会場では密になるんじゃないかとか、そういう理由で減少しているのかもしれませんが。もちろん、コロナによる感染は誰しも怖いですが、しかし、それと同様どころか、がんの発症はもっと怖いものです。2年以上にわたり苦しめられているコロナウイルス感染症による対策で、職員の方々も疲労こんぱいされていることはよく分かっておりますし、広報での検診への周知もなさっておりますが、いま一度、悲しむ人を1人でも減らすために周知徹底をしていただきたいと思いますところでございます。

子宮頸がん予防接種についてでございますが、小6から高1までの方に個別通知を出されたのは昨年6月と今お聞きいたしました。国のほうからの急な指示であったにもかかわらず、早くに対応していただきましてありがとうございます。

この個別通知を出される前と、あつてからは、その接種者の変化というのはありましたでしょうか。

#### ○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

個別通知前と後の接種者数ということでございますが、若干増えてきている状況でございます。令和3年度はまだ途中でございますが、今現在は延べで100人、これは3回接種しますので、延べ回数でいくと100回程度、人数でしまして50人弱、接種をされております。前年度、令和2年度につきましては、接種者数として20名ということでございますので、倍近くにはなっている状況でございます。

#### ○13番（大坪久美子君）

あくまでも、このワクチンを打つ、打たないは個人が決めることでありますけれども、やはり今も年間1万人近くの女性の方が子宮頸がんにかかっておられますし、毎年約2,800人も女性が亡くなっておられます。しかし、一度でも性交渉があったなら、このワクチンは無意味になるわけですから、やはり一日でも早くワクチン接種を私としては望むところであります。

たしか1年ぐらい前になると思いますけれども、同じ質問をさせていただきましたけれども、やはり若いお母様方とか、差し控えていたこの9年間の間に子宮頸がんのワクチンそのものがあることも御存じない方も結構いらっしゃいましたので、打つ、打たないは個人の自由なんですけれども、知る権利、それをやはり行政としては周知をしていくのがとても大切なことだと思います。知った上で、打つ、打たないは個人個人の方がお決めになっていただ

きたいと思えますけれども、実は、ついこの前、1週間になるかならないか、テレビをたまたま見ておりましたら、ある女性が涙ながらに話してあったその光景が今でも目に焼きついているんですけれども、この予防ワクチンを打とうか、打つまいかと迷っているときに、国も接種勧奨は控えているし、副反応も怖いということで、接種は結局されなかったそうです。その後、子宮頸がんを発症されまして、子宮を摘出したということ涙ながらに話してあったんですけど、やはり同じ女性としてすごく苦しみがありましたし、この議場にも男性の方が大半でございますので、子宮頸がんと言っても、ぴんとこられないかもしれませんけれども、自分の娘さんとか、お孫さんとか、そういう方たちが感染して命を落としたり、子宮をなくしたりしたらということ想像していただきたいと切に願うところであります。

それから、今、一番、国として進めているのは、ワクチン接種を差し控えたこの9年間に受けていच्छゃらない対象者ですね。受けてはいけないということではなかったんですけど、国が差し控えるとなると、やはり誰も受けないと思うんですね。けれども、救済接種と言われる、このキャッチアップ接種というものですけれども、このキャッチアップ接種についても、国の審議会では全てのキャッチアップ接種対象者に対して、個別通知による確実な周知を実施すべきであるとの意見が多く出されたそうでございます。やっぱりまず八女市として、本市として、このキャッチアップ接種として、まず、周知をされるのかどうか、それをお聞きしたいと思えます。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

お答えいたします。

国のほうから、議員おっしゃられるように、昨年末にキャッチアップ接種についての通知が参っております。その内容に基づきまして、市としましても、対応を今後検討していきたいと思っております。来年4月1日からの予定という形で、どういった形でやるのかというのはまた国からも追って示すという形になっております。あまりまだ詳細には出されておられません、その指示に基づいて、どういうふうにやっていくのかというのを検討して、実施できるものであれば、実施をやっていきたいと考えております。

**○13番（大坪久美子君）**

今から検討されるということでしょうけれども、今ほぼ十中八九、1か月後、この4月1日から国としてもそういう勧奨が進んでいくんですけれども、あと、たった1か月しかありませんので、その準備というものがありますし、大体、一度接種率が下がってしまうと、なかなかワクチンに対しての信頼回復とか接種率の向上には丁寧な丁寧な周知と説明が必要であらうと思えます。

本当に対象者御本人にとりましては、無料で接種できるラストチャンスだと思っておるところでございます。復唱になりますけれども、「予防接種法施行令第6条の規定による周知

については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし確実な周知に努めること。こうした個別の勧奨については、市町村長は接種実施医療機関における接種体制の整備等を進め、基本的に令和4年4月から順次実施すること。なお、準備が整った市町村にあっては、令和4年4月より前に実施することも可能であること。」とありました。このように、国のほうも、何ととっても、一日も早い接種を私個人としては痛切に願っているんですね。（傍聴席から発言する者あり）

**○議長（角田恵一君）**

傍聴人は静かにしてください。（傍聴席から発言する者あり）

傍聴人に申し上げます。

これ以上発言すると、退席させます。

**○13番（大坪久美子君） 続**

受ける、受けないはあくまでも個人の自由です。私の考えを今述べております。

それで、何を言っていたか分からなくなりましたが、やはり今、低年齢化していることは1年前も申し上げました。これが性交渉があれば、このワクチンを打っても無意味なので、やはり遅かりしではいけないと思うんです。私も周りに子宮頸がんを発症して命をなくした方が2人いらっしゃいます。その苦しみもよく見ております。しかし、ワクチンがあることも知らずに、自分がかかるのも怖いですが、我が愛する娘がそういう病気になったときを想像してみてください。それはそれは地獄の苦しみだと私は思います。副反応で苦しんでいらっしゃる方の映像もテレビで見たことがあります。本当にそれも胸が痛いんです。ですから、打つ、打たないは個人の自由だと先ほどから何回も申し上げております。ただ、知らせる義務が行政にはあるということを私は訴えているのです。

八女市に、このキャッチアップ接種の対象者が2,300人いらっしゃるということなんですけれども、やはり徹底して保護者の方、御本人様、その方にお知らせする方法として、私は、例えばですけれども、予診票などを個別に送付することも一番しっかり知る、知ろうとする本人さんや保護者の方が知ろうとする機会になればなど切に思っているところでございます。市長のお考えは、これに関していかがでございましょうか。市長、どう思われますでしょうか。この子宮頸がんの予防接種を進めること、私は進めてほしいと思っているわけです。

**○市長（三田村統之君）**

お答えいたします。

今、担当の課長からもお話がありましたけれども、非常に難しい問題ではないかなと思っております。もちろん、するにこしたことはございませんので、十分情報、あるいはまた内容を検討して、前向きに考えていかなきゃならないと思っております。

**○13番（大坪久美子君）**

次の子育てアプリについてでございます。

既にこの3月議会に予算計上してありました。私としては大変うれしく思っております。本当に災害とかに遭ってはならないけれども、遭ったときとか、避難しなくてはならないときに、スマホはいち早く持っていくけれども、母子手帳までは大概の方が持っていきそびれるのが大半じゃないかなと思うんですけど、その点、アプリで登録していれば、全てのことが記録として残っておりますので、すごく安心だと思うわけです。もう母子手帳というのは、子どもさんが大人になったって持っているものですから、本当に大切なものでございます。

例えば、八女市から市外へ、違う自治体へ引っ越しをされても、情報はそのまま残るということです。それから、例えば、緊急の連絡事項が市のほうからあるときもお知らせなんかも発信されるときに、やはりスマホでそれを知ることができれば、仕事先からでも見ることができますので、メリットを並べるならたくさんあるんですけども、ちょっと分からない点を幾つか質問させていただきます。

例えば、この「母子モ」というアプリの内容についての確認なんですけど、妊婦健診の受診券とか、新生児の聴覚検診の受診券とか、歯科健診の受診券とか、そういうものも一緒にこの「母子モ」のアプリには取り入れられるのですよね。

**○議長（角田恵一君）**

子育て支援課長、予算審議に支障のない範囲で答弁をお願いいたします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

今回の電子手帳につきましては、基本的に電子手帳を保護者の方が使っていただいて、市町村のほうからは、先ほど言われたように、母子保健、子育て支援、予防接種、保育、広報、災害などの情報の発信が可能と聞いておりますので、その情報の発信、さらには必要に応じてはアンケートの実施もできるというところで、そこまでの利用を現時点では考えているところでございます。

**○13番（大坪久美子君）**

例えば、八女市以外の市町村に転出したときに、引っ越し先の市町村がこの電子版の手帳を取り入れられてなかったときは、支援が必要な母子の情報というのは、どうやって引き継がれるのですかね。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

その電子手帳の中に関係市町村名を入力するところがございます。八女市が来年度から導入をしまして、それ以降に転出された場合、同じ機種を、いわば関係市町村で加入されている場合、その市町村からの情報が今度は飛んでくるという形になってまいります。

ただ、今言われたように、転出先の市町村が加入されていなかった場合、その場合については、電子手帳としての利用だけで、転出先の市町村からの情報が飛んでこないという形になろうかと思えます。

以上でございます。

**○13番（大坪久美子君）**

当たり前のことですがけれども、今は父子家庭の方も結構いらっしゃるんですけど、これは母子家庭のお宅と同様と考えていいんですよね。何かこの会社の——会社というか、これは「母子モ」となっているものですから、同じように考えていいんですよね。

それから、めでたく御退職なさいます橋本部長にお尋ねいたします。

例えば、定期的な健診は子育て支援課でされます。それから、予防接種に関しては健康推進課で取り組まれていますよね。健診とか予防接種とかが終わった後に、その結果というか、記録というか、そのデータはどうやってこのアプリに入っていくんですかね。（発言する者あり）

**○議長（角田恵一君）**

予算審議に支障のない範囲のところで答弁をお願いします。

**○健康福祉部長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

母子手帳の電子化ということで考えておりますけれども、そういう詳細な内容については、まだ今から検討する状況でございますので、詳しくはお答えできることはございません。

**○議長（角田恵一君）**

大坪議員に申し上げます。

予算審議に支障のない範囲内で質問をお願いしたいと思います。もしそれ以上あれば、全体会で提起するか、そういう形で対応をお願いしたいと思います。

**○13番（大坪久美子君）**

そうですね、よく分かっているんですけど、通告を出した後に気づいてしまいまして、あと一つ質問したいことがあるんですけど、やっぱりそれはこの場では無理ですね。

**○議長（角田恵一君）**

議員個人で判断してください。

**○13番（大坪久美子君）**

言ってみましょうかね。

携帯をなくしたり、壊したりしたときとかはバックアップは大丈夫ですよね。

**○議長（角田恵一君）**

今のは答弁は要りますか。

○13番（大坪久美子君）

はい。

○議長（角田恵一君）

それだけ答えてください。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

お答えいたします。

そういうバックアップについては、それぞれ御本人がお持ちのスマートフォン、携帯電話のほうで対応される形になろうかと思えます。

○13番（大坪久美子君）

もう何も質問をすることができなくなりましたので、以上で終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

13番大坪久美子議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後3時4分 延会